

# 瑞穂町

## 第3次地域保健福祉計画

平成28年度～平成32年度

平成28年3月  
瑞穂町



## はじめに

最近では、インターネット、スマートフォンなどの通信機器が普及し、とても便利な世の中になりましたが、その反面、顔を見合わせて話すことが基本である地域とのつながりが、希薄になってきています。その一端は、少子高齢化や、ひとり暮らし世帯の増加も起因しているものと思われます。

人とのつながりが以前より薄らいでいると感じる中で、私たちが住み慣れた地域で、安全に、安心して、自分らしく暮らしていくことができるよう生活を見直し、社会の仕組みを構築することが、大きな課題です。

今回策定した「瑞穂町第3次地域保健福祉計画」は、平成26年10月に策定した「瑞穂町協働宣言」の内容を盛り込み、自助、互助、共助、公助の観点から計画を見直しました。計画では、町民やボランティア、地域組織・関係団体、社会福祉協議会、そして町が、連携・協働しながら地域福祉の推進に取り組むことをめざしています。

計画策定に当たり、公募委員、福祉関係団体等の代表者で構成する「瑞穂町地域保健福祉審議会」の皆様、並びに福祉に関するアンケートやパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

今後、本計画にもとづき、町民の皆様とともに各福祉施策を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成28年3月

瑞穂町長 **石塚幸右衛門**





# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 地域福祉とは.....	3
2 計画策定の背景と趣旨.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の期間.....	5
<b>第2章 瑞穂町の現状</b> .....	<b>9</b>
1 地域福祉に係る状況.....	9
2 保健福祉に係る状況.....	17
3 地域保健福祉計画調査概要.....	19
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>31</b>
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 施策の体系.....	33
4 重点施策.....	34
<b>第4章 計画の展開</b> .....	<b>39</b>
基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり .....	39
基本施策（1）地域での交流活動の推進.....	39
基本施策（2）地域情報の発信.....	41
基本施策（3）利用しやすい施設的环境づくり.....	42
基本施策（4）世代間交流の活性化.....	43
基本施策（5）高齢者や障がい者の社会参加促進.....	44
基本施策（6）介護保険制度の適正な運営.....	46
基本目標2 地域福祉をすすめるための体制づくり.....	48
基本施策（1）地域福祉の担い手の養成.....	48
基本施策（2）地域における福祉教育・学習の推進.....	49
基本施策（3）ボランティア・NPOの活動の推進.....	50

基本施策（４）相談体制の充実	51
基本施策（５）福祉サービスの質の向上	52
基本目標３ 誰もが安心して暮らせる環境づくり	53
基本施策（１）権利擁護の推進	53
基本施策（２）ユニバーサルデザインの推進	54
基本施策（３）防災・防犯体制の充実	55
基本施策（４）すべての子育て家庭への支援	57
基本施策（５）支援が必要な子どもと家庭への支援	59
基本施策（６）障がい者の就労支援	61
基本施策（７）地域包括ケアシステムの推進	62
基本目標４ いきいきと暮らすための健康づくり	64
基本施策（１）保健事業の充実	64
基本施策（２）医療体制の充実	66
基本施策（３）生活習慣改善の推進	67
５ 生活習慣の改善に向けたライフステージ別の取り組み	70
６ 評価指標	72

## 第５章 計画の推進に向けて ..... 77

１ 計画推進の仕組み	77
２ 計画の推進	78

## 資料編 ..... 81

１ 瑞穂町地域保健福祉審議会条例	81
２ 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則	83
３ 瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿	84
４ 瑞穂町地域保健福祉専門分科会委員名簿	85
５ 計画の策定経過	87
６ 瑞穂町協働宣言	88

# 第 1 章

計画の策定にあたって





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 地域福祉とは

住み慣れた地域で安全・安心に、自分らしく暮らしていけることは、町民誰もの願いであり、地域福祉はその願いの実現をめざすものです。そのため、既存の制度やサービスの利用を推進するだけでなく、地域全体でささえあっていく関係や仕組みをつくっていくことが重要となります。

町民の誰もが、あらためて「地域のささえあい」の重要性を認識し、社会的孤立や孤独、貧困、要援護、虐待等、地域におけるさまざまな課題の解決や深刻化を防ぐことが大切です。

地域福祉では、町民の誰もがサービスの利用者にも提供者にもなりえます。個人や家庭でできることは自分たちで取り組む【自助】、個人や家庭だけでは解決できないことを、近隣住民・団体や組織・事業者などによって支援する【互助・共助】、公的な制度に基づくサービスの提供等【公助】、さまざまな人や組織、行政が連携・協働して地域福祉を推進していくことが求められています。特に、【互助・共助】の取り組みを広げていくことが、今後の地域福祉では重要となります。

### ＜社会福祉法（抜粋・参考）＞

#### （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 2 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行、家庭や地域におけるつながりの希薄化、ライフスタイルや価値観の多様化、福祉ニーズの多様化などの変化がみられます。また、ICT<sup>1</sup>ツールの進歩によるコミュニケーションの変化のほか、ひきこもりや孤立、虐待などのさまざまな問題も起こっています。さらに、大規模な地震や風水害などの災害時における対応、地域の防災や防犯対策など、公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない状況が明らかになっています。

国からは、平成 19 年には要援護者支援、平成 22 年には高齢者等の孤立の防止や所在不明問題、平成 26 年には生活困窮者自立支援方策に係る通知が出され、計画に盛り込むことが求められています。

このような中、町では保健と福祉との一体的なサービス展開をめざして、平成 18 年に「瑞穂町地域保健福祉計画」を策定し、さまざまな施策の推進に取り組んできました。平成 23 年には「瑞穂町第 2 次地域保健福祉計画」を策定し、第 1 次計画の見直しを中心としながらも、施策のさらなる推進をはかりました。

今回策定する「瑞穂町第 3 次地域保健福祉計画」では、平成 28 年 3 月策定の「第 4 次長期総合計画後期基本計画」のもと、平成 26 年 10 月に策定された「瑞穂町協働宣言」の内容を盛り込み、自助、互助・共助、公助の観点から計画全体を見直し、地域保健福祉のさらなる充実をはかり、町民と行政との協働による、基本理念の実現をめざします。

### < 社会福祉法（抜粋・参考） >

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

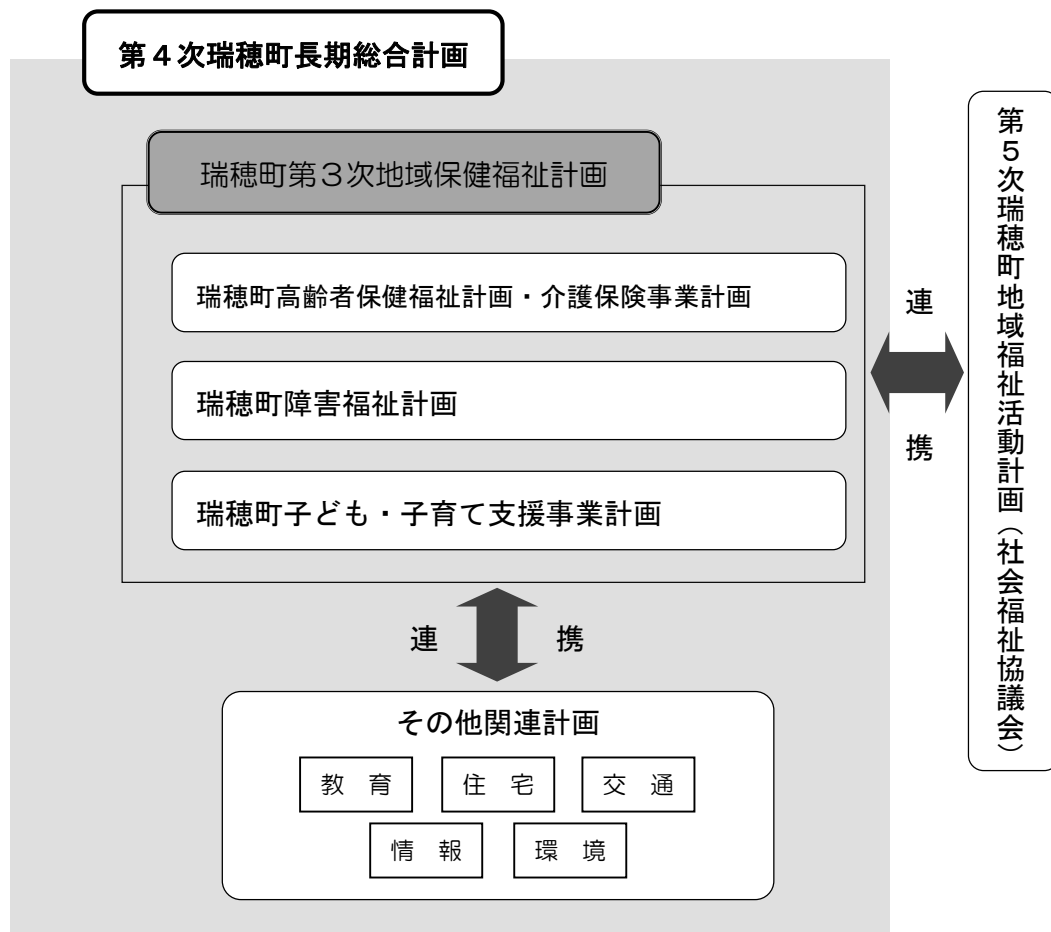
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

<sup>1</sup> ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で、従来から使われている IT（Information Technology）に代わる言葉として使われている。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定にもとづく市町村地域福祉計画であり、「第4次瑞穂町長期総合計画」を上位計画とし、別に定める「瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「瑞穂町障害福祉計画」「瑞穂町子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として位置づけられています。

また、その他の関連計画や、瑞穂町社会福祉協議会が策定している「第5次瑞穂町地域福祉活動計画」と連携しています。



### 4 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等をふまえ、必要に応じて見直しを行います。



# 第 2 章

瑞穂町の現状

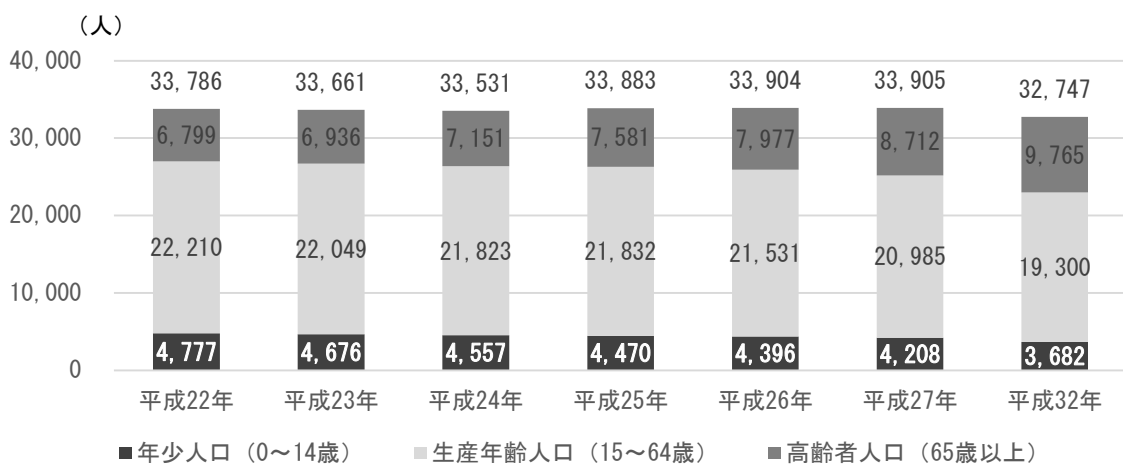


## 第2章 瑞穂町の現状

### 1 地域福祉に係る状況

#### (1) 総人口の推移と推計

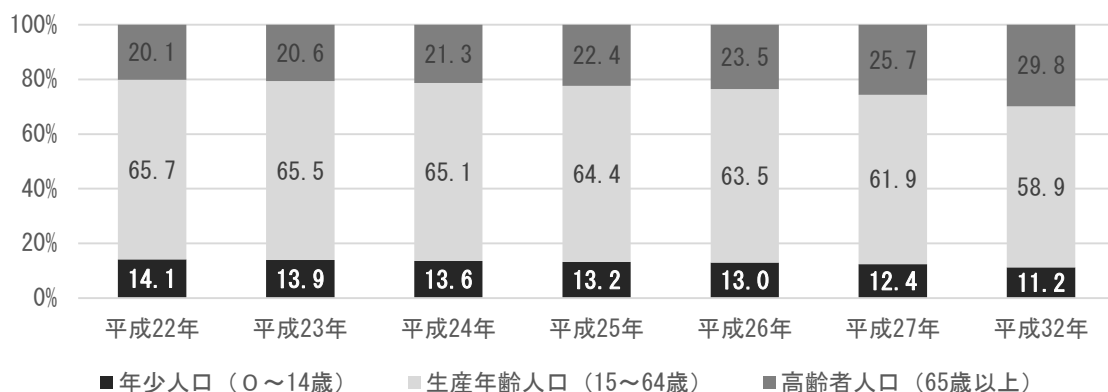
総人口は平成24年以降増加が続いていますが、平成32年には32,747人となり、減少と推計されています。また、高齢者人口は増加が続き、年少人口と生産年齢人口は減少が続くとされています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）  
平成32年は推計値

#### (2) 年齢3区分別割合の推移と推計

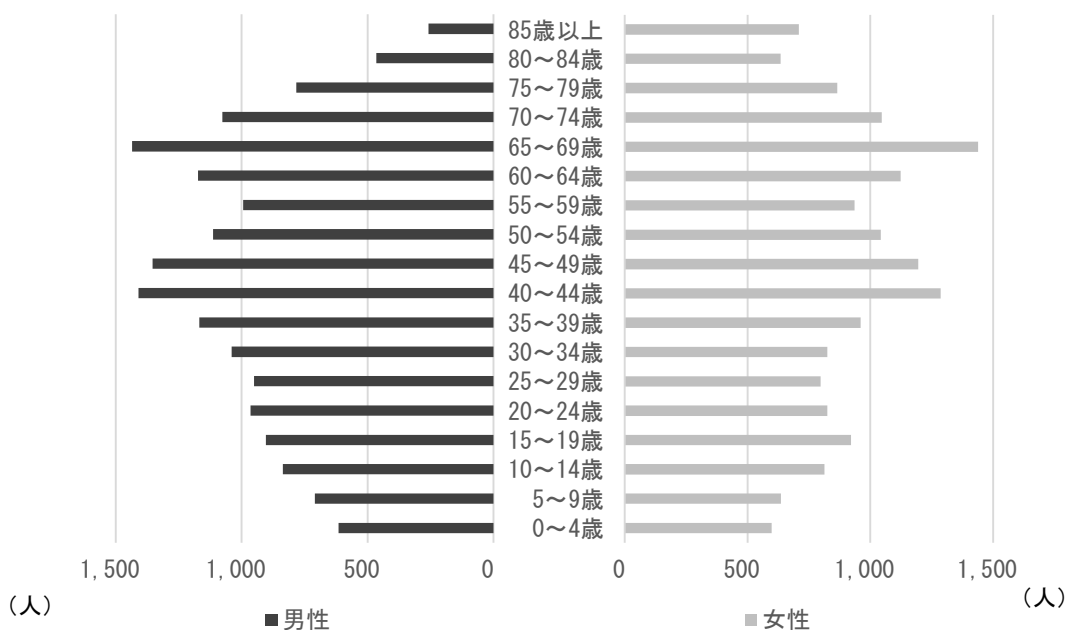
年齢3区分別割合で見ると、年少人口と生産年齢人口は減少が続き、高齢者人口の増加が続いています。平成27年以降の推計でも同様の傾向が続くとされ、平成32年には高齢者人口の割合が29.8%と推計されています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）  
平成32年は推計値

### (3) 年齢構成別人口構成

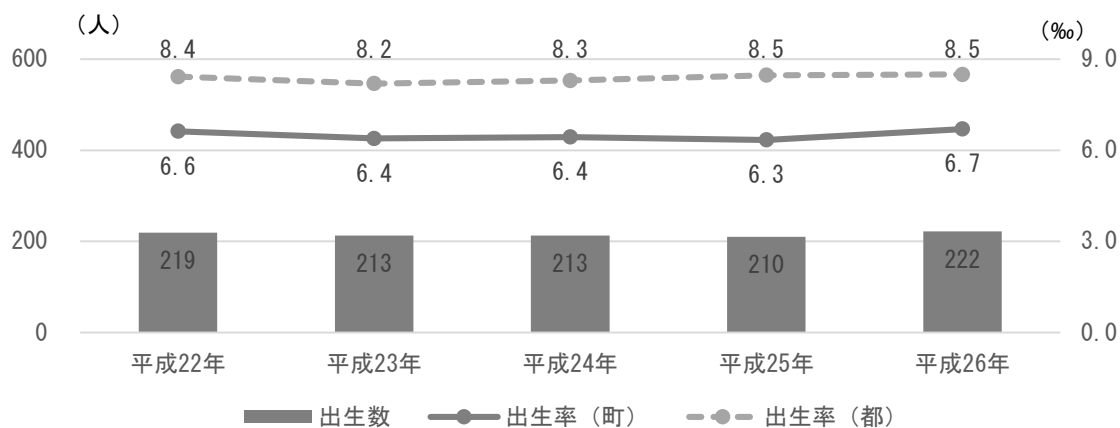
平成 27 年 12 月 31 日現在の男女別 5 歳階級別の人口をみると、男女ともに 65～69 歳が最も多くなっています。次いで、40～44 歳と 45～49 歳の 2 階層が多くなっています。



資料：住民基本台帳（平成 27 年 12 月 31 日現在）

### (4) 出生数・出生率の推移

出生数は 210 人から 220 人台で推移し、出生率（人口千対）は平成 22 年以降微減傾向にありましたが、平成 26 年には 6.7 と増加しています。

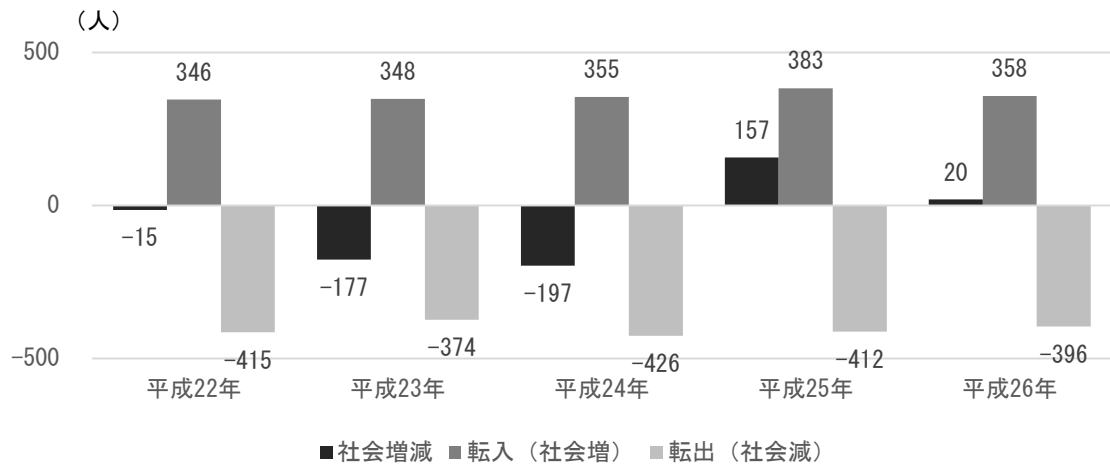


資料：東京都人口動態統計



### (5) 社会動態

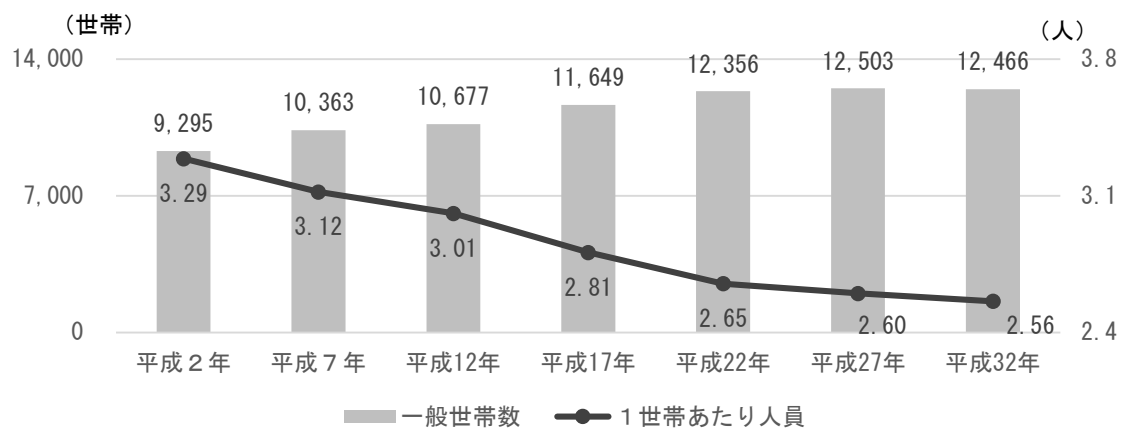
平成25年以降の社会増減は増加が続いています。また、転入は平成25年を除き350人程度で推移しており、転出は400人程度で推移しています。



\*「転入」「転出」は他県との移動の増減数のみ。「社会増減」には都内間の移動の増減数を含んでいる。  
資料：東京都「人口の動き」（平成22年中から平成26年中）を基に作成

### (6) 世帯数の推移と推計

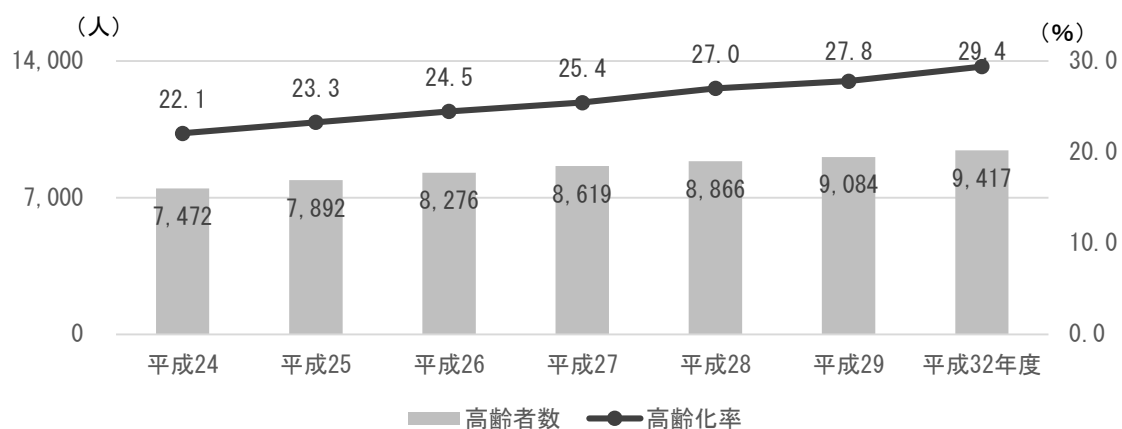
世帯数は平成27年までは増加し、その後は減少と推計されています。また、1世帯あたり人員は減少が続いており、平成32年には2.56人と推計されています。



資料：国勢調査  
平成27年以降は推計値

## (7) 高齢者と高齢化率の推移と推計

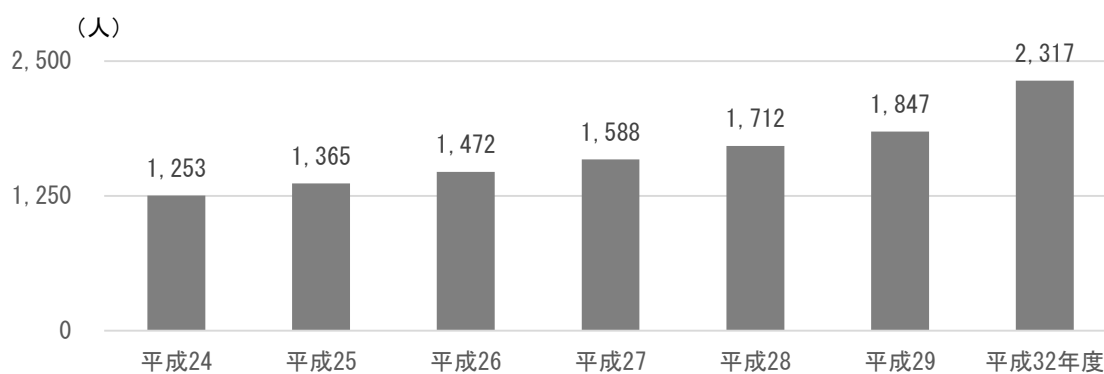
高齢者数、高齢化率ともに増加が続いており、平成 32 年度には高齢化率が 29.4%と推計されています。



資料：高齢課（10月1日現在）  
平成 28 年度以降は推計値

## (8) ひとり暮らし高齢者数の推移と推計

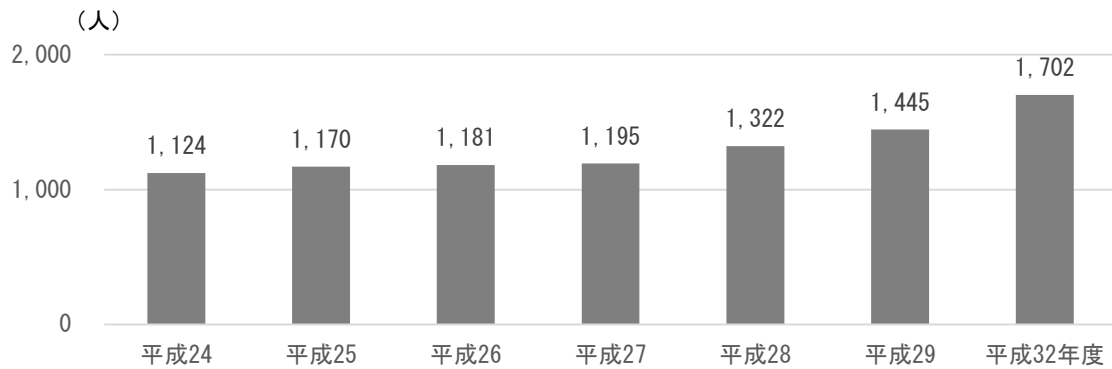
ひとり暮らし高齢者数は増加が続いており、平成 32 年度には 2,317 人と、2,000 人を超えると推計されています。



資料：高齢課  
平成 27 年度以降は推計値

### (9) 要介護・要支援認定者数の推移と推計

要介護・要支援認定者数は、平成27年度までは微増が続いていましたが、平成28年度以降の推計では毎年100人強の増加となり、平成32年度には1,702人と推計されています。



資料：高齢課（3月末日現在）  
平成28年度以降は推計値

### (10) 民生委員・児童委員状況

民生委員・児童委員の状況は、定数36名、現員35名となっています。

定数 (人)		現員 (人)	
民生委員・児童委員	主任児童委員	民生委員・児童委員	主任児童委員
34	2	33	2

資料：町資料

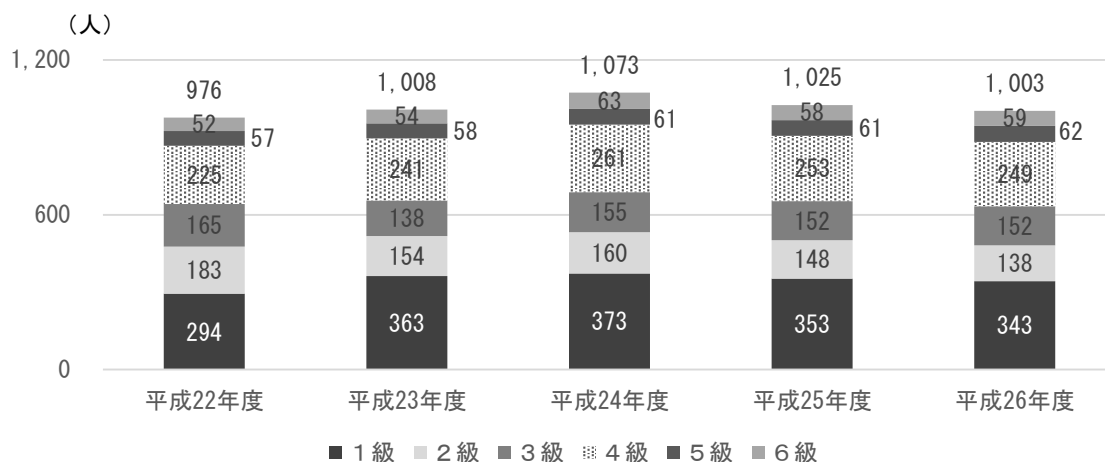
## (11) 身体障がい者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成24年度以降減少しており、平成26年度には1,003人となっています。

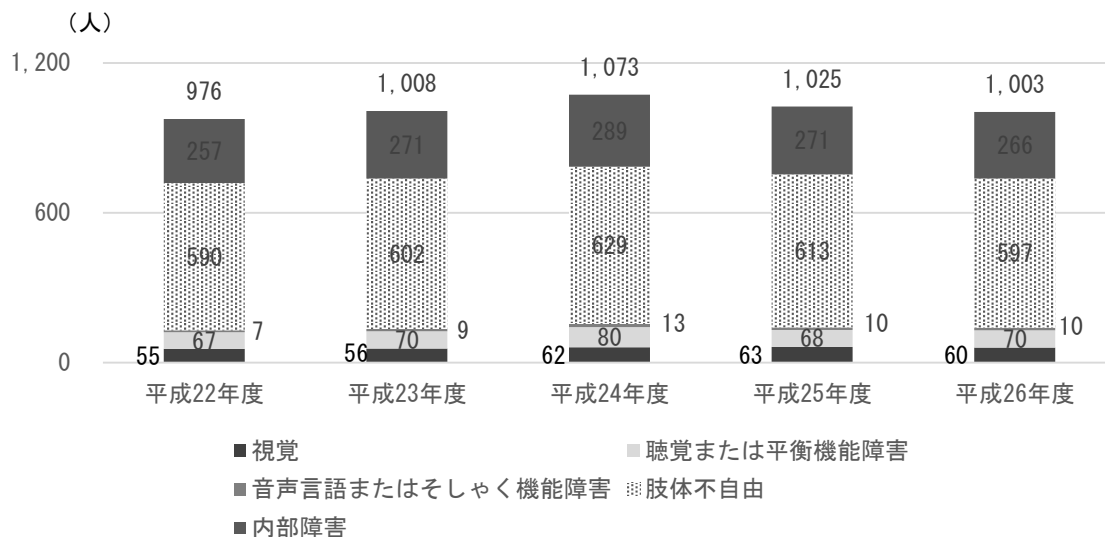
等級別では、1級が350人前後で最も多く、次いで4級が250人程度となっています。

主な障がいの部位別では、肢体不自由の人が平成24年度以降減少しており、平成26年度には597人と600人を下回っています。

図表 等級別身体障害者手帳所持者の推移



図表 主な障がいの部位別身体障害者手帳所持者の推移



\*各年度末

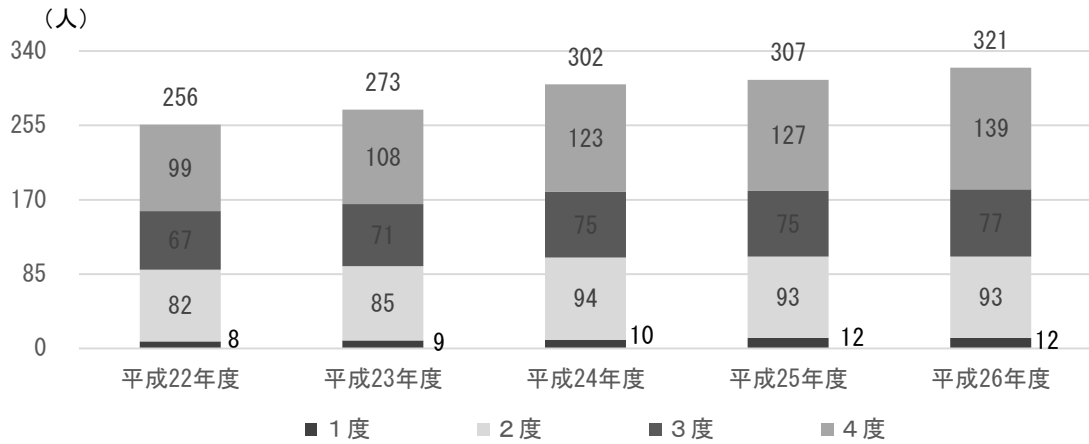
資料：瑞穂町事務報告書

(12) 愛の手帳所持者数の推移

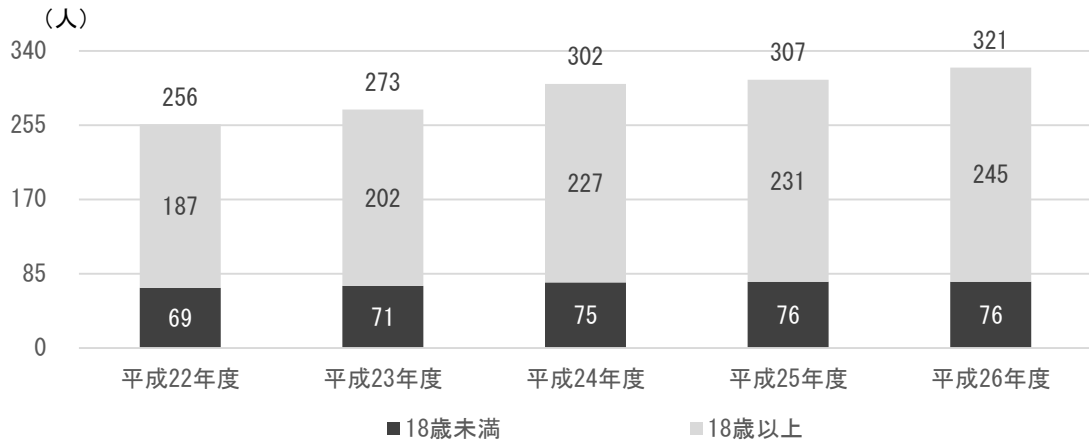
愛の手帳所持者数は増加傾向となっています。等級別では、4度が100人台と最も多くなっています。

年齢別では、18歳未満は70人台で推移していますが、18歳以上は平成23年度以降200人を超え、平成26年度には245人となっています。

図表 等級別愛の手帳所持者の推移



図表 年齢別愛の手帳所持者の推移

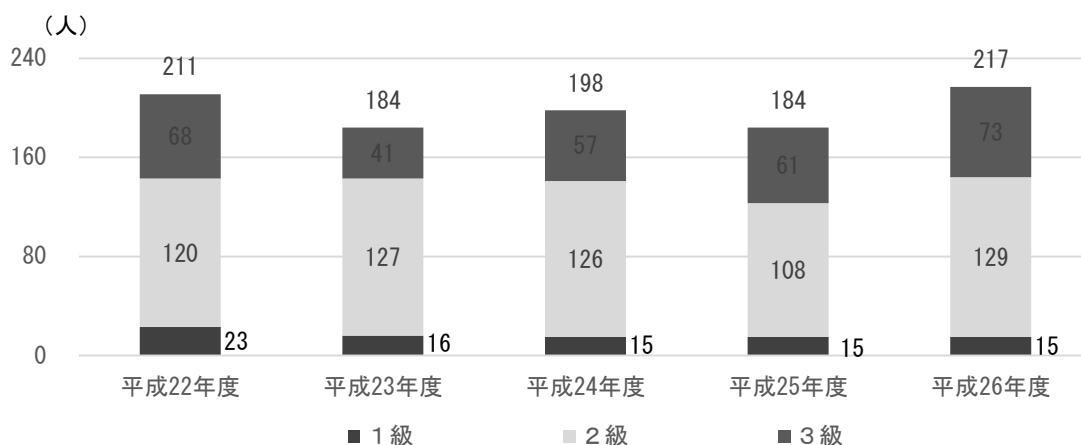


\*各年度末

資料：瑞穂町事務報告書

### (13) 精神保健福祉手帳所持者数の推移

精神保健福祉手帳所持者数は、200 人前後で推移しています。また、2 級が最も多くなっています。



\*各年度末  
資料：瑞穂町事務報告書

### (14) ボランティアの登録状況

社会福祉協議会（ボランティアセンターみずほ）に登録されているボランティアは、平成 27 年 11 月末現在で、個人ボランティアが 648 人、団体ボランティアが 26 団体となっています。

年 度	個人ボランティア数	団体ボランティア数
23 年度	334 人	25 (299 人)
24 年度	403 人	28 (386 人)
25 年度	514 人	24 (357 人)
26 年度	624 人	24 (419 人)
27 年度 (11 月末現在)	648 人	26 (483 人)

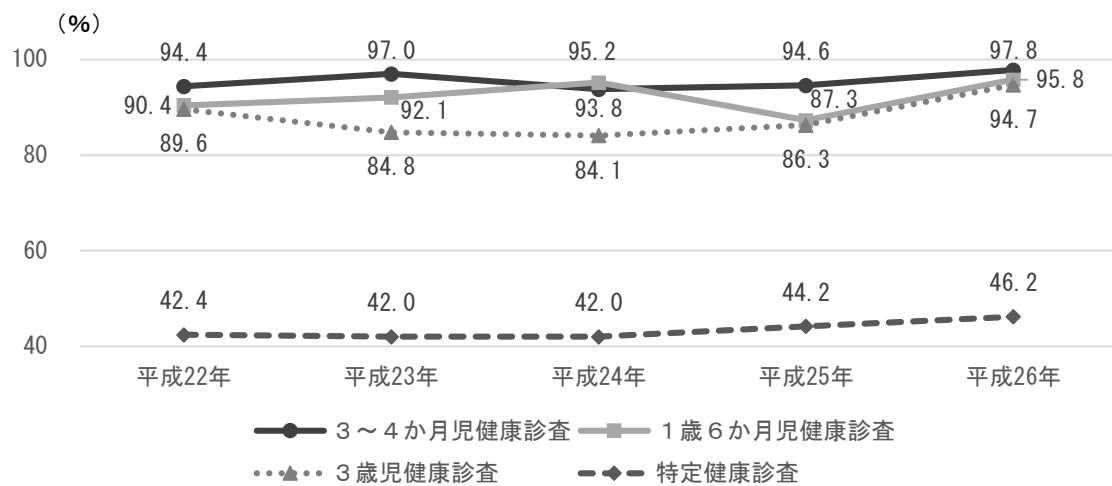
資料：ボランティアセンターみずほ

## 2 保健福祉に係る状況

### (1) 健康診査受診率の推移

3～4か月児・1歳6か月児健康診査の受診率は、ほぼ90%以上で推移しており、3歳児健康診査は80%から90%台で推移しています。

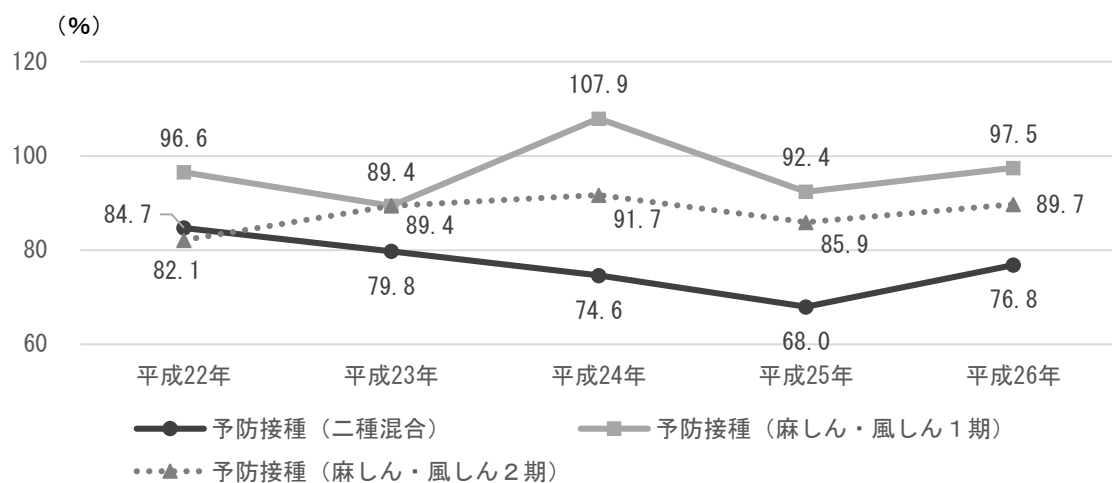
特定健康診査は40%台で推移していますが、平成25年以降増加傾向となっており、平成26年には46.2%となっています。



資料：健康課

### (2) 予防接種受診率の推移

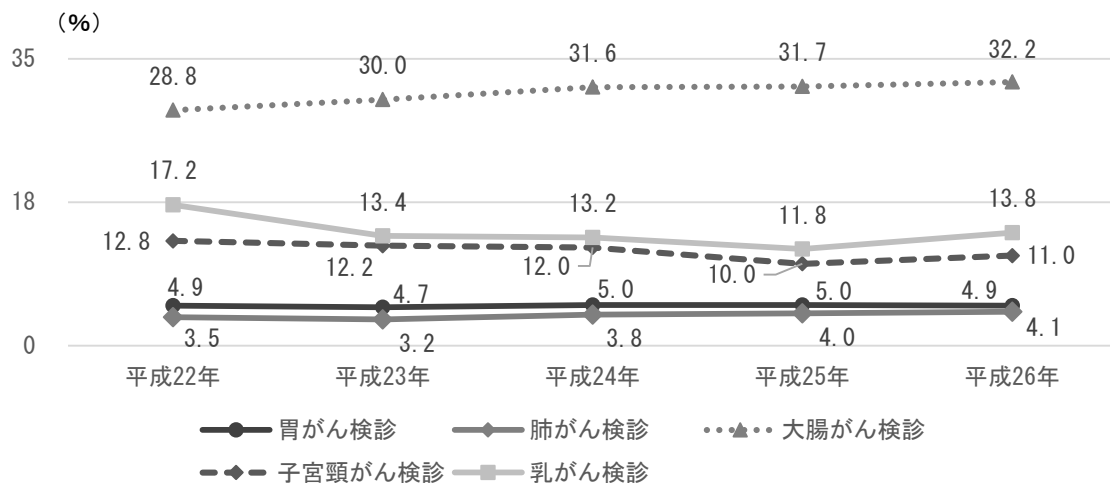
予防接種受診率は、麻しん・風しん1期の受診率が高く、ほぼ90%台で推移しています。また、二種混合は平成23年以降ほぼ70%台で推移しています。



資料：健康課

### (3) がん検診受診率の推移

がん検診受診率で最も高いのは大腸がん検診で、30%台で推移しています。次いで、乳がん検診が11～17%台、子宮頸がん検診が10～12%台で推移しています。胃がん検診と肺がん検診は3～5%台の受診率となっています。



資料：健康課





### 3 地域保健福祉計画調査概要

#### (1) 調査の目的

本計画の策定に向け、町民が地域福祉についてどのような考えを持っているのか、また、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けた基礎資料とすることを目的に「地域保健福祉計画調査（以下、「アンケート調査」という。）」を実施しました。

#### (2) 調査方法と回収状況

調査期間：平成26年9月

調査方法：郵送調査法

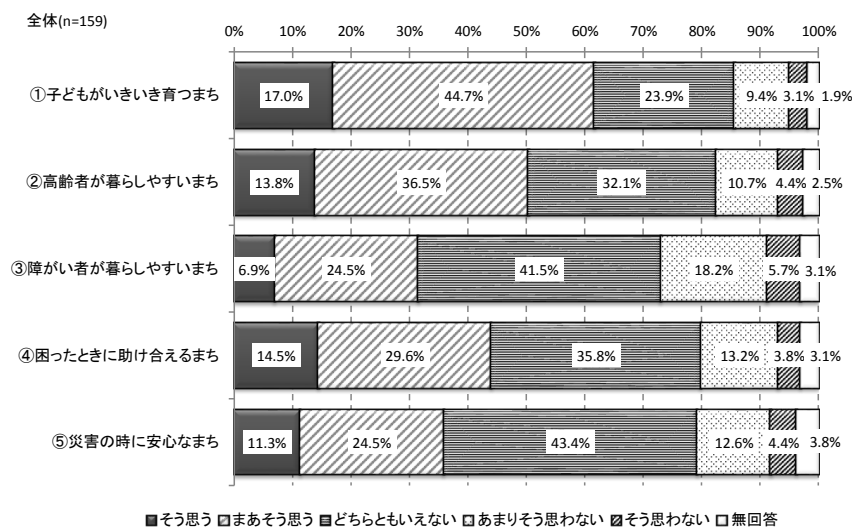
調査対象者：平成26年8月1日現在、瑞穂町在住の18歳以上65歳未満500人  
(無作為抽出)

配布数	有効回収数	有効回収率
500票	159票	31.8%

#### (3) 調査結果の概要

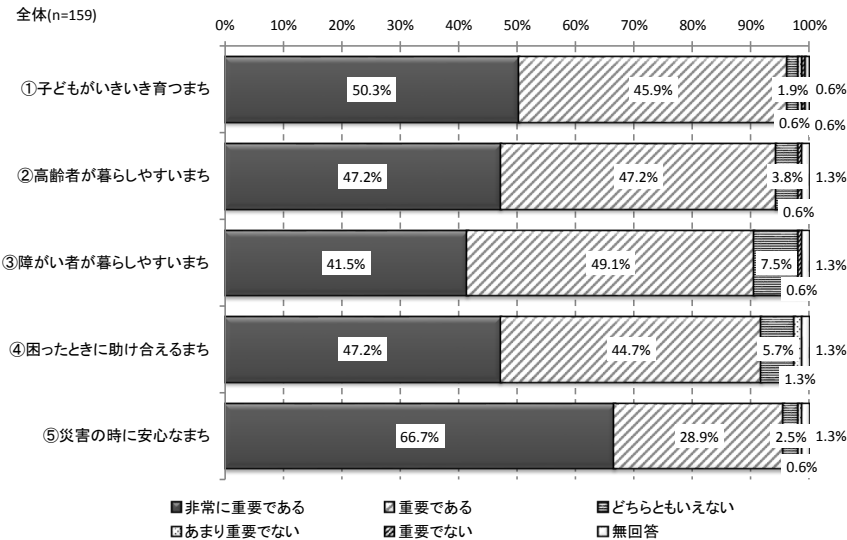
##### ① 瑞穂町の暮らしやすさ

「①子どもがいきいき育つまち」と「②高齢者が暮らしやすいまち」は「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた“そう思う”が5割を超えています。また、「③障がい者が暮らしやすいまち」「④困ったときに助け合えるまち」「⑤災害の時に安心なまち」の3項目は3～4割にとどまっています。



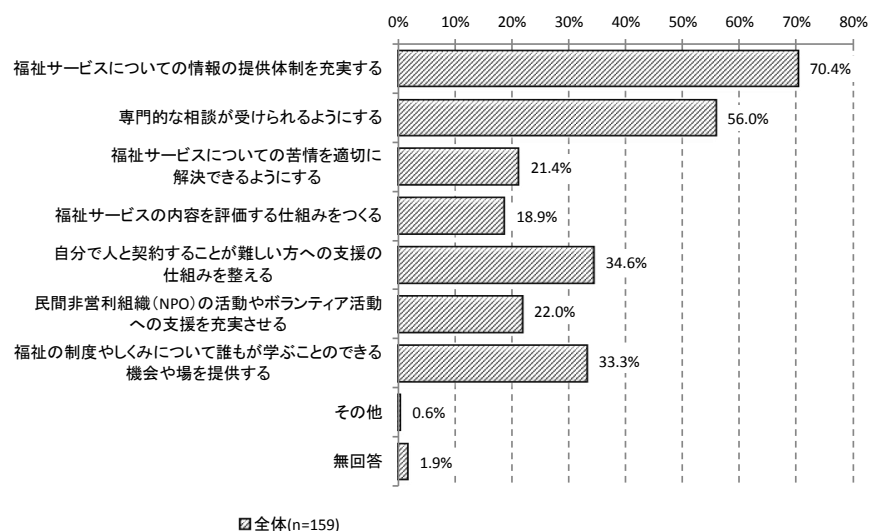
## ② 暮らしやすいと思うまちの姿の重要度

「⑤災害の時に安心なまち」は「非常に重要である」との回答が66.7%と最も多く、次いで「①子どもがいきいき育つまち」が50.3%となっています。「②高齢者が暮らしやすいまち」「③障がい者が暮らしやすいまち」「④困ったときに助け合えるまち」の3項目についても4割強となっています。



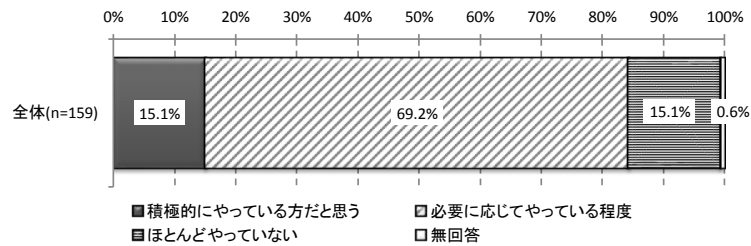
## ③ 利用者本位の福祉を実現するために必要なこと（複数回答）

「福祉サービスについての情報の提供体制を充実する」が70.4%、「専門的な相談が受けられるようにする」が56.0%と、どちらも半数以上となっています。また、「自分で人と契約することが難しい方への支援の仕組みを整える」が34.6%、「福祉の制度やしぐみについて誰もが学ぶことのできる機会や場を提供する」が33.3%となっています。



④ 近所づきあいの程度

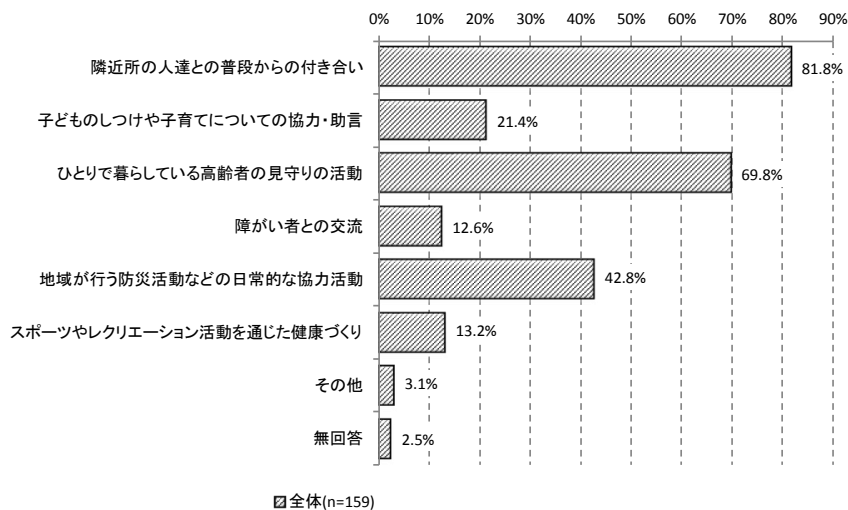
「必要に応じてやっている程度」とする人が約7割となっています。「積極的にやっている方だと思う」「ほとんどやっていない」はそれぞれ15.1%となっています。



⑤ 地域の人達がお互いに支え合っていく上で大切なこと（複数回答）

「隣近所の人達との普段からの付き合い」（81.8%）と「ひとりで暮らしている高齢者の見守りの活動」（69.8%）とする人が7～8割と多数を占めています。

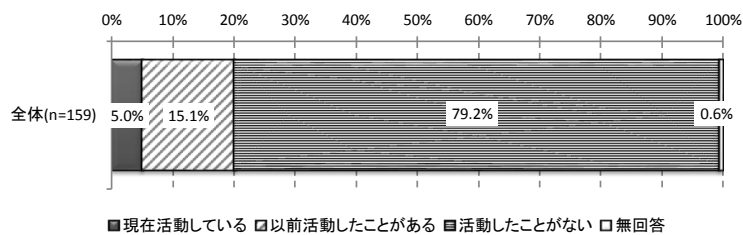
また、「地域が行う防災活動などの日常的な協力活動」が42.8%となっています。



⑥ 福祉ボランティア活動や助け合い活動の経験

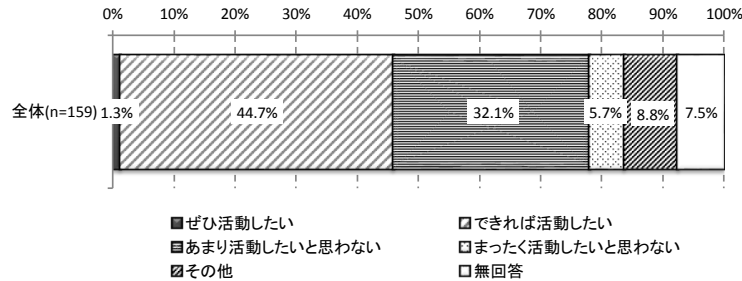
「活動したことがない」が79.2%と、約8割を占めています。

また、「現在活動している」（5.0%）と「以前活動したことがある」（15.1%）を合わせた“活動あり”は約2割にとどまっています。



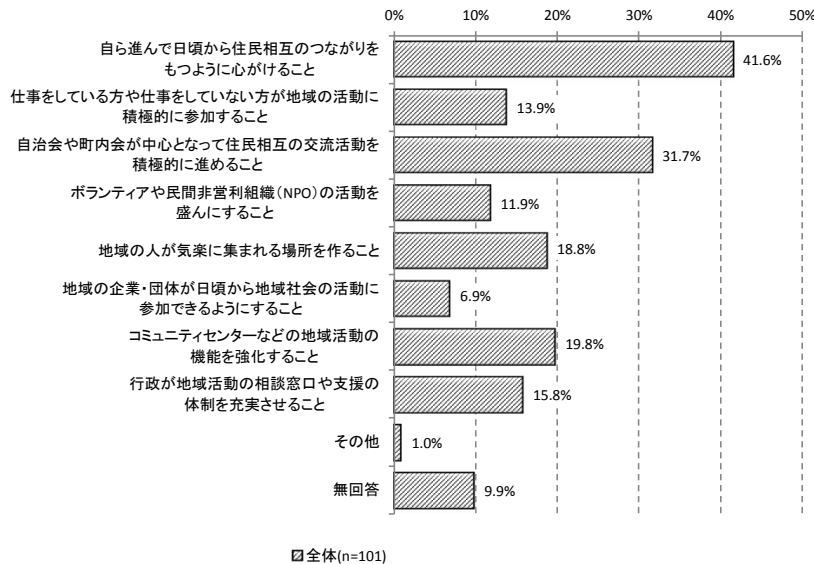
⑦ 今後の福祉ボランティア活動や助け合い活動の参加希望

“活動したい”（「ぜひ活動したい」と「できれば活動したい」の合計値）は46.0%、一方、“活動したいと思わない”（「あまり活動したいと思わない」と「まったく活動したいと思わない」の合計値）は37.8%となっています。



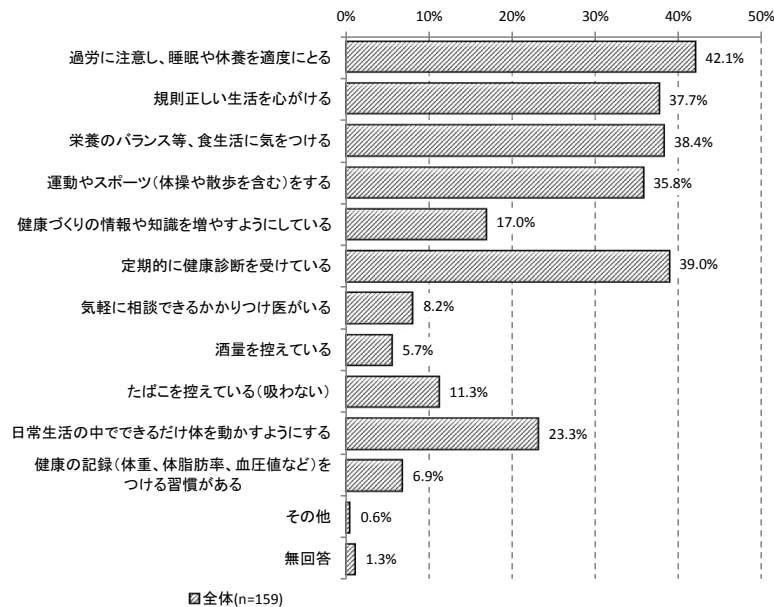
⑧ 地域社会の問題に対して住民がお互いに協力するために必要なこと（複数回答）

「自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつように心がけること」とする人が41.6%と最も多く、次いで「自治会や町内会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」（31.7%）、「コミュニティセンターなどの地域活動の機能を強化すること」（19.8%）、「地域の人が気楽に集まれる場所を作ること」（18.8%）が続いています。



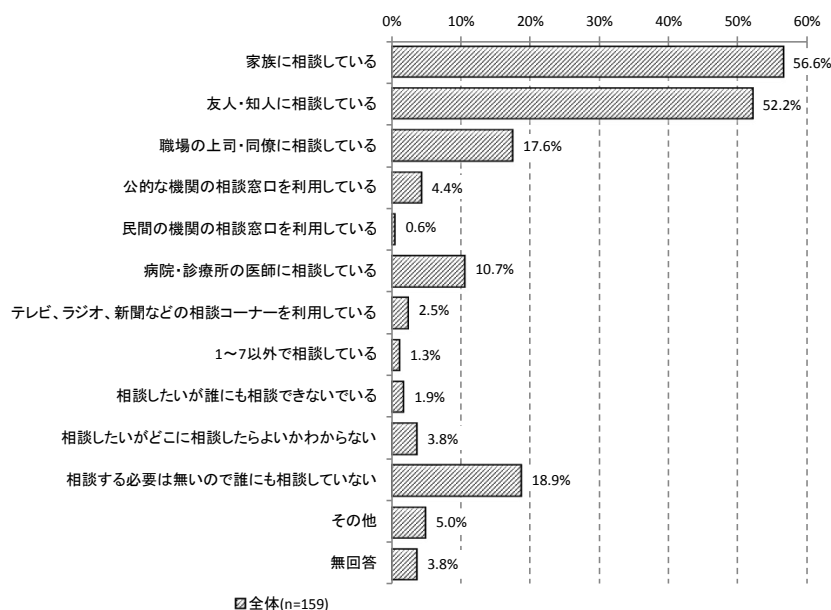
⑨ 日頃、健康について注意していること（複数回答）

「過労に注意し、睡眠や休養を適度にとる」（42.1%）、「定期的に健康診断を受けている」（39.0%）、「栄養のバランス等、食生活に気をつける」（38.4%）、「規則正しい生活を心がける」（37.7%）、「運動やスポーツ（体操や散歩を含む）をする」（35.8%）を挙げる人がそれぞれ4割前後となっています。



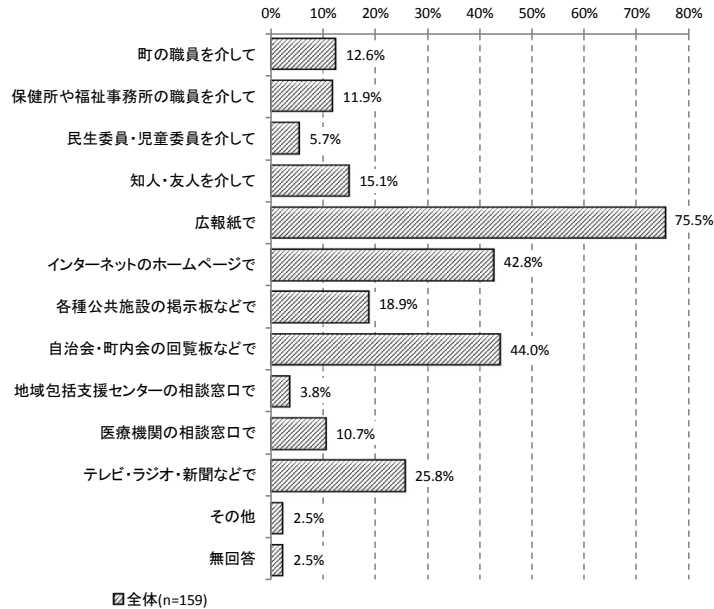
⑩ 悩みやストレスの相談相手（複数回答）

「家族に相談している」（56.6%）と「友人・知人に相談している」（52.2%）が半数以上を占めている反面、「相談する必要は無いので誰にも相談していない」とする人が18.9%となっています。



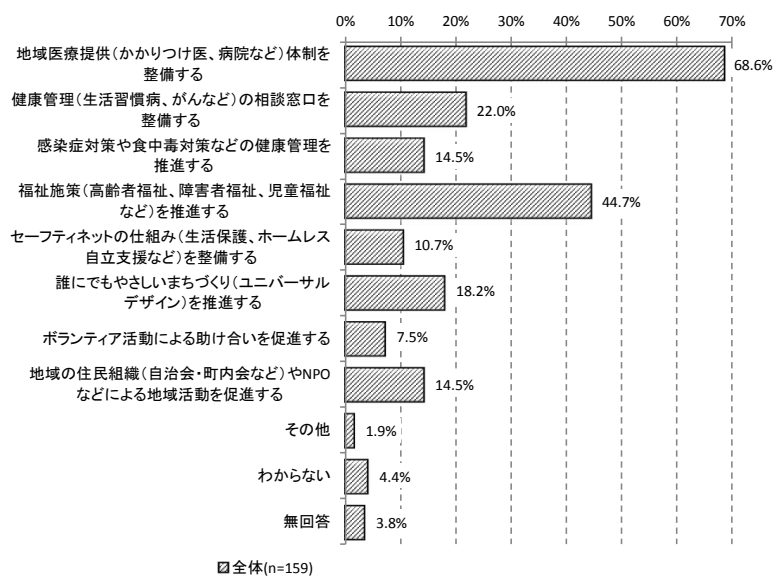
⑪ 保健や福祉情報の希望入手方法（複数回答）

「広報紙で」が75.5%と多数を占め、次いで「自治会・町内会の回覧板などで」（44.0%）と「インターネットのホームページで」（42.8%）がそれぞれ4割強となっています。



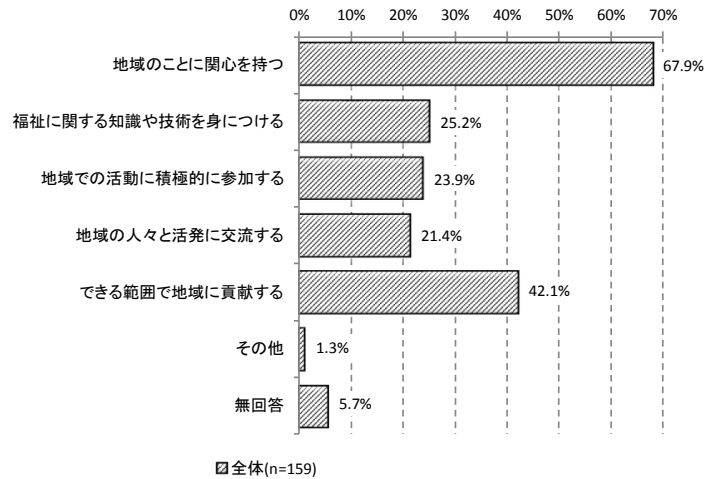
⑫ 地域で安心して生活していくために大切だと思う保健・福祉について（複数回答）

地域医療提供（かかりつけ医、病院など）体制を整備する」が68.6%と最も多く、次いで「福祉施策（高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など）を推進する」が44.7%となっています。



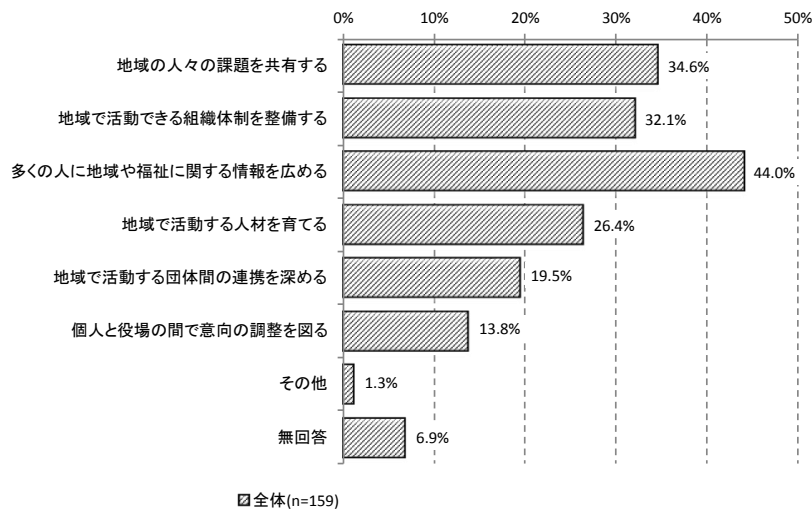
⑬ 地域福祉推進のために重要だと思う自助（複数回答）

「地域のことに関心を持つ」が67.9%と最も多く、次いで「できる範囲で地域に貢献する」が42.1%となっています。



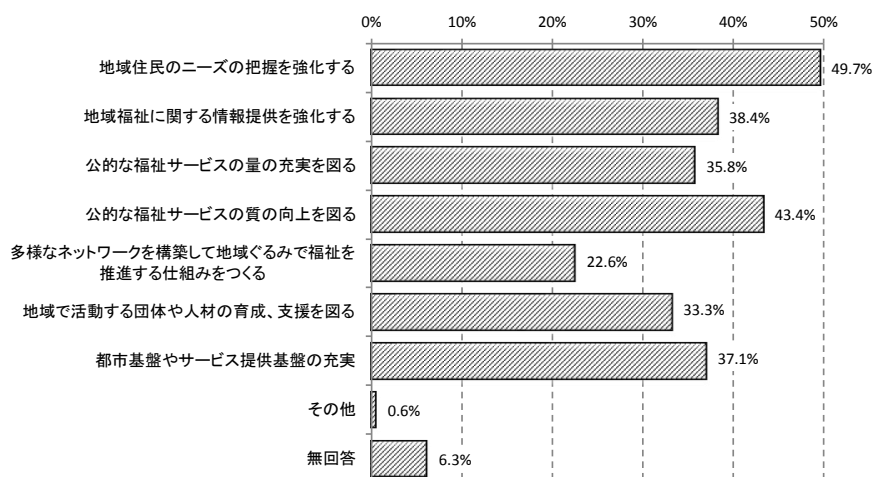
⑭ 地域福祉推進のために重要だと思う共助（複数回答）

「多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」が44.0%で最も多く、次いで「地域の人々の課題を共有する」（34.6%）、「地域で活動できる組織体制を整備する」（32.1%）、「地域で活動する人材を育てる」（26.4%）がそれぞれ3割前後で続いています。



⑮ 地域福祉推進のために重要だと思う公助（複数回答）

「地域住民のニーズの把握を強化する」が49.7%と半数を占め、次いで「公的な福祉サービスの質の向上を図る」（43.4%）、「地域福祉に関する情報提供を強化する」（38.4%）、「都市基盤やサービス提供基盤の充実」（37.1%）、「公的な福祉サービスの量の充実にを図る」（35.8%）、「地域で活動する団体や人材の育成、支援を図る」（33.3%）が約3～4割となり、回答が分散しています。



■全体(n=159)



(4) 調査結果からの課題

- 高齢者や障がい者などにとって暮らしやすいまちにすること、また、困ったときに助け合えるまち、災害の時に安心できるまちにしていくことがもとめられています。
- 保健や福祉に関する情報提供の強化や充実がもとめられています。また、福祉制度やそのしくみについて学ぶ機会の提供や、Q&Aのようなかたちでの情報提供についても検討をしていく必要があります。
- 近所づきあいは必要に応じて行っており、普段からの付き合いも大切だと認識していますが、ボランティア活動や助け合い活動の経験はない人が多いことから、住民相互のつながりを持ち、普段の生活の中でもできる助け合い等の実施に向けた意識の高揚をはかることが重要です。
- 相談できない人や、どこに相談してよいかわからない人等がいることから、相談機関や各種相談の周知徹底が必要です。
- かかりつけ医、地域の医療の中核を担う病院等の医療体制やスムーズな連携といった、地域医療体制の整備がもとめられています。
- 自助・共助・公助について住民の意識の高揚をはかり、実践できるよう、推進していくことが重要です。



# 第 3 章

計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

**ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ**

～ すべての人を包み込む福祉社会をめざして ～

これまでの基本理念を継承し、「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ」を基本理念とします。

同じ地域に暮らす人々がお互いに交流し、知り合うことで、ささえあいの心が生まれます。また、地域に暮らす全ての人々が主役となり、交流をはかりながら、お互いの違いを認めることで、優しさが生まれ、その優しさがさまざまな人を包み込む要素となります。

さまざまな人や組織、行政等が連携・協働しながら、基本理念の実現に向けて地域保健福祉の推進につとめます。



## 2 基本目標

めざすべき姿の実現に向け、以下の4つの基本目標を掲げます。

### 1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

地域福祉の推進には、普段からの隣近所のつながりや地域の人同士の協力・連携が重要かつ基礎となります。また、地域福祉の対象は地域に住む全ての人となることから、あらゆる人がつながって、ふれあって、ささえあうことが重要です。

そのため、さまざまな人が交流できる機会の提供や地域情報の発信、社会参加の促進をはかる等の取組を通じて、地域コミュニティの強化をはかります。

### 2 地域福祉をすすめるための体制づくり

さまざまな人や団体、関係機関、行政等の連携・協働をスムーズなものとしていくためには、体制や仕組みを整備していくことが求められます。また、地域福祉に携わる人材の確保も重要な課題となってきます。

地域福祉を円滑にすすめていくため、人材の確保やサービスの質の向上等をはかりながら、体制づくりにつとめます。

### 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

住み慣れたまちで安心・安全に暮らしたいという思いは、全ての町民の願いです。一人ひとりが抱えている事情は異なりますが、さまざまな人にとって「暮らしやすい」と思える環境づくりをめざします。

また、地域包括ケアシステム<sup>2</sup>を推進し、地域に暮らす住民が高齢者や障がい者等への理解を深めることや、防災や防犯体制の充実につとめる等、さまざまな取り組みを通じ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて協力し合いながらすすめていきます。

### 4 いきいきと暮らすための健康づくり

地域でさまざまな人と交流しながらいきいきと暮らしていくためには、健康の維持・増進が重要です。いざという時の医療体制の充実のほか、普段から病気を予防していくことの実践が求められます。

そのため、健康診査や予防接種の受診率の向上、生活習慣の改善を重点的に取り組んでいきます。

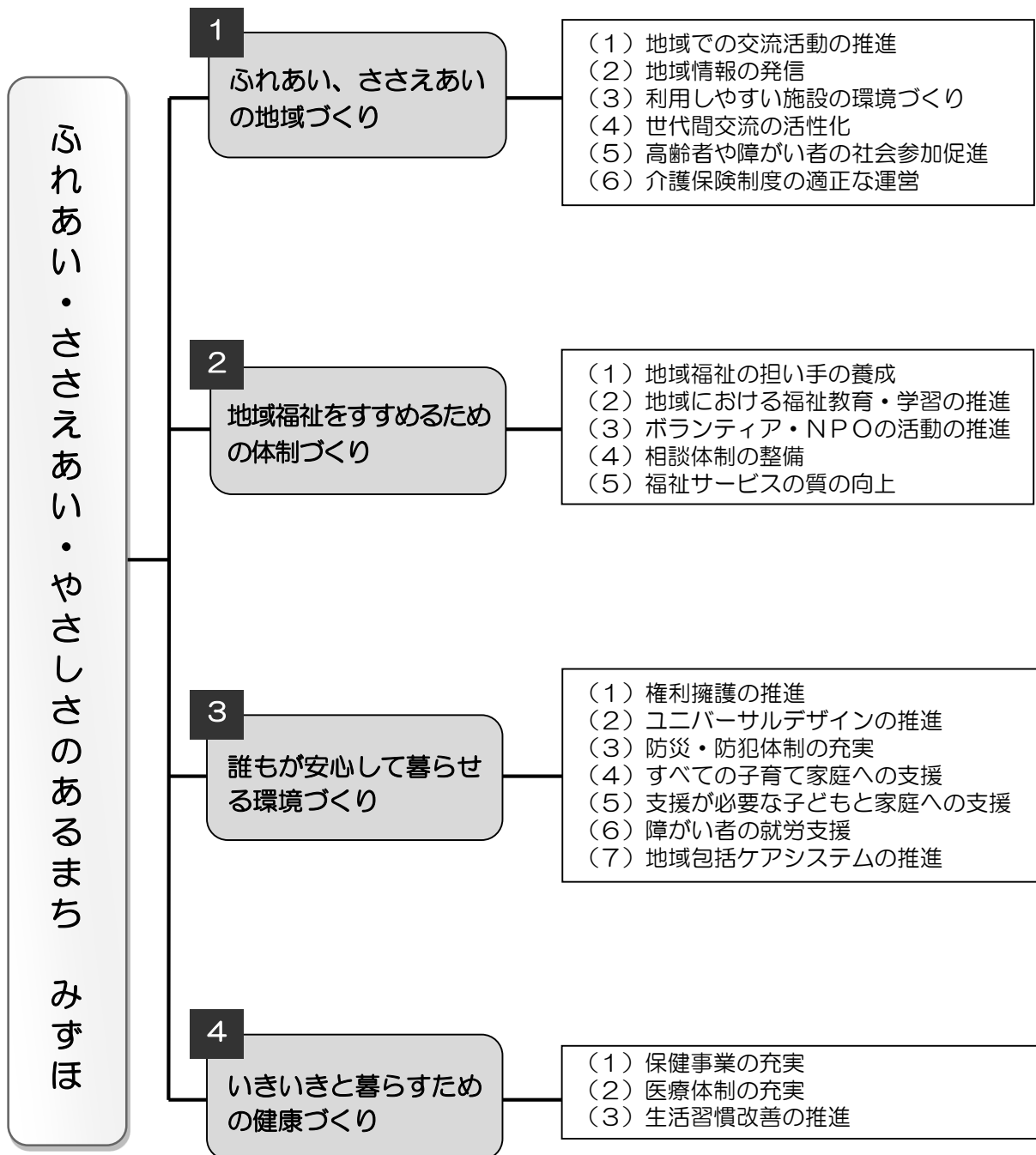
<sup>2</sup> 地域包括ケアシステム：平成37年をめどに構築が求められている、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活をいつまでも続けることができるための、地域の包括的な支援・サービス提供体制。

### 3 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



## 4 重点施策

アンケート調査や統計データ等の状況から、次の項目について、重点施策として取り組んでいきます。

### 基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

#### ●互助・共助意識の醸成

→「互助・共助」の意識の高揚と実践が今後の地域福祉にとって重要であることから、住民同士の交流の機会を増やすことで、お互いを知ることから始まり、助け合いを行うことができるよう、意識の醸成をはかります。また、チラシ等の発行物等を通じて、「互助・共助」に関する情報の提供を続けることで、意識の高揚をはかります。

#### ●介護保険制度の適正な運営

→介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることをめざすとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

### 基本目標2 地域福祉をすすめるための体制づくり

#### ●地域福祉活動への住民参加の促進

→地域における課題を地域で解決するため、情報提供の充実など、さまざまな機会を通じて、地域福祉活動への住民参加を促進します。また、地域福祉活動を続ける中で、地域福祉を担うことができる人材を養成し、地域福祉のさらなる推進をはかります。

### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

#### ●地域包括ケアシステムの推進

→高齢者が自分らしく過ごすことができ、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、包括的な支援・サービスの提供体制の構築をめざします。

#### ●支援を必要とする人への対策の充実

→見守りを必要とする人、要支援者、要援護者、要保護児童等の見落としを 방지、また支援が確実に届くよう、民生委員・児童委員をはじめ、関係する機関等との連携を強化していきます。



## 基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

### 基本施策（1）保健事業の充実

#### ●母子保健事業の充実

→妊娠から出産・育児まで切れ目のないサービス提供を実施するため、妊娠届出時の妊婦全数面接、乳児家庭全戸訪問、定期健診の受診率向上（未受診者へのフォローの充実）に取り組んでいきます。また、育児困難や虐待の危険が高い母子に対しては、子ども家庭支援センターと連携して対応していきます。

#### ●がん検診受診率の向上

→国の指針や都の施策についての情報収集及び他自治体との情報共有をはかり、迅速に対応していきます。また、町民が利用しやすい環境の整備を行うため、胃がんや肺がん等複数の検診を同日に受けることのできる機会を拡大します。さらに、がん検診推進事業<sup>3</sup>を継続し、未受診者へは積極的な勧奨を行い、受診率の向上につとめます。

#### ●予防接種率の向上

→予防接種法の改正により定期接種が増加し、制度等が複雑になったため、分かりやすい案内が必要です。また、町が独自に助成している任意接種の普及啓発をはかる必要があります。そのため、パソコンや携帯端末を利用して、予防接種のお知らせやスケジュールを自動的に管理するシステムを適正に運用し、保護者の負担を軽減していきます。高齢者には勧奨通知を送付し、さらなる接種率の向上につとめます。

### 基本施策（2）医療体制の充実

#### ●地域の医療体制の充実

→町民が身近な地域で診療、病気や健康診査等の相談などを受けられるように、地区医師会と連携しながら「かかりつけ医」の普及・定着を推進していきます。

#### ●医療施設や質の向上

→公立福生病院が質の高い医療の提供を安定して行えるように、福生市・羽村市との協力や連携を強化していきます。

### 基本施策（3）生活習慣改善の推進

#### ●生活習慣病予防

→特定健康診査等の結果を生かし、慢性腎臓病や糖尿病等の予防事業に取り組み、医療費の削減や健康寿命<sup>4</sup>の延伸につなげていきます。

#### ●地域に根ざした健康づくりの推進

→地域に根ざした健康づくりをすすめるためには、健康づくり推進委員の活動が重要です。健康集会等の事業を通して、町民の健康増進や健康診査の必要性について広く周知する必要があります。

また、町内会・自治会、福祉や教育部門等と連携を取りながら、地域に密着した予防事業を実施していけるよう取り組んでいきます。

<sup>3</sup> がん検診推進事業：がん検診の受診率向上を目的として、検診手帳とがん検診の無料クーポン券を送付する事業。対象者は国が定めている。

<sup>4</sup> 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。



# 第 4 章

## 計画の展開



## 第4章 計画の展開

### 基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

#### 基本施策（1）地域での交流活動の推進

##### 【現状と課題】

社会情勢や価値観の変化、少子高齢化やひとり暮らし世帯の増加等により、地域とのつながりや交流が希薄になっています。そうしたなか、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加等、見守りや声かけ等が必要な高齢者が増えています。また、介護の問題や子育ての抱え込み等、家族だけではささえきれない場合もあり、周囲や専門家等の支援を必要としている方が増えています。

アンケート調査でも、近所づきあいを「積極的にやっている方だと思う」の回答が1割強、福祉ボランティア活動や助け合い活動を現在行っている・過去に活動していた人を合わせても2割にとどまっています。しかし、地域の人達がお互いにささえあっていく上で大切なことは、「隣近所の人達との普段からの付き合い」「ひとりで暮らしている高齢者の見守りの活動」を挙げている人が約7割以上となっていることから、近所づきあいや地域におけるささえあいの重要性は認識されています。

##### 【今後の方向性】

地域における交流やつきあいを深め、高齢者等の孤立や所在不明児童等の防止のためにも、交流できる場・機会の提供や支援活動を積極的に推進していきます。また、関係機関や団体等と連携・協働しながら、地域のさまざまな課題の解決をはかり、地域におけるささえあい活動を支援していきます。

##### 【取組】

#### ① 地域の子育てグループの支援

---

子育てひろば事業で交流を深めた親同士が、その後も継続的な活動が出来るよう、グループづくりと活動の支援を行います。

#### ② 地域における交流の場づくりの推進

---

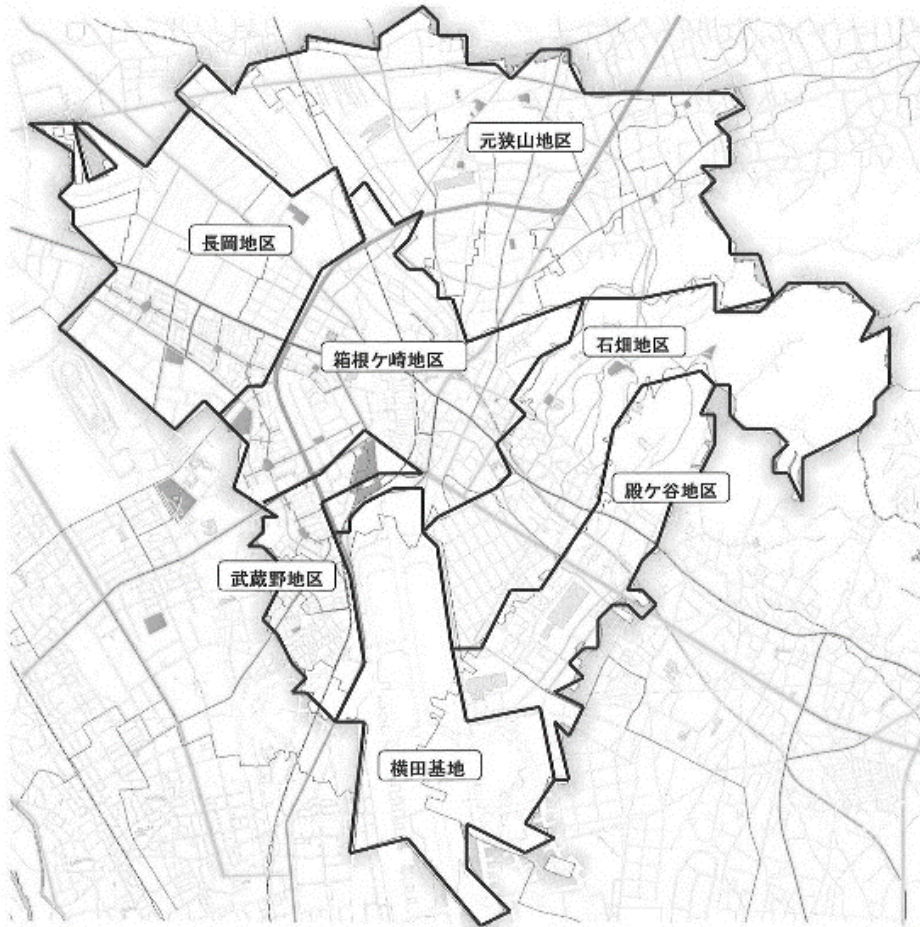
社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」や各種の地域団体・NPOによるさまざまな活動の拡充、及び未実施地区の運営ボランティアの開拓、養成に向けての支援を行います。

また、今後もさまざまな世代が交流できるよう、サロン活動の推進や町内・自治会で開かれるイベントの支援を行います。さらに、サロンの周知を強化し、新規の参加者を募ります。

### ③ 小地域区分（圏域）に基づく地域福祉活動の推進

地域福祉をすすめていくにあたり、小地域ごとに区分を設定し、それぞれの小地域区分の実情をふまえながら整備等を行っていきます。小地域区分は、殿ヶ谷地区・石畑地区・箱根ヶ崎地区・長岡地区・元狭山地区・武蔵野地区の6区分に設定し、各地域区分の実情を踏まえながら住民懇談会の開催等の地域福祉活動を推進していきます。また、地域福祉の担い手となる人材の発掘を積極的に行います。

小地域区分（圏域）図



## 基本施策（2）地域情報の発信

### 【現状と課題】

地域で行われているさまざまな活動・イベント・講習会等の情報の周知と、住民へ必要な情報が届くことが、地域福祉の推進をはかる上では欠かすことのできない重要な要因です。

アンケート調査では、保健や福祉情報の希望入手方法として、「広報紙」が7割強、「自治会・町内会の回覧板など」と「インターネットのホームページ」が4割強となっています。また、地域福祉推進のために重要だと思う公助として、「地域福祉に関する情報提供を強化する」が4割弱となっています。

### 【今後の方向性】

必要なときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、わかりやすい表現による福祉情報の充実につとめながら、広報紙等の従来の周知方法に加え、ICTツールの進歩やそのツールを使える人の増加といった今後の状況も見据え、情報の発信方法や情報伝達の充実について検討を続けていきます。

### 【取組】

#### ① 福祉情報の提供・広報活動の充実

---

広報紙・ホームページの内容の一層の充実をはかるほか、福祉情報冊子「瑞穂の福祉等」の作成など、住民への情報提供につとめます。

#### ② 地域資源情報の収集

---

地域でどのような活動が行われているのか、どのような人的・物的資源があるのかなど、住民懇談会や地域ケア会議等を通じて地域の資源情報の収集と発掘、および資源の積極的な活用をすすめていきます。

## 基本施策（3）利用しやすい施設的环境づくり

### 【現状と課題】

地域におけるコミュニケーションや交流活動の活性化には、住民が気軽に集える場や憩いの場が重要です。町の地域交流拠点としては、ふれあいセンター・コミュニティセンター・町民会館のほか、地区会館などの公共施設があります。住民が使用する施設や教室の日時等について、利用しやすい環境の構築が必要です。

### 【今後の方向性】

施設の利便性や利用の向上をはかり、住民同士のふれあいを促進します。

### 【取組】

#### ① 公共施設の利用促進

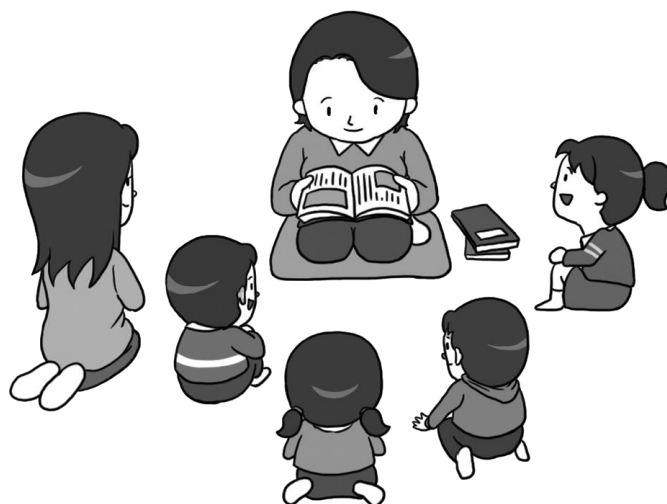
---

地域内のコミュニケーションや交流活動を促進するために、公共施設の運用の見直し等を促し、地域福祉活動を行う拠点としての利用促進をはかります。

#### ② 交流の場づくり

---

ふれあいセンターを中心とした交流活動をすすめていきます。また、コミュニティセンター等の利用については、担当課と連携しながら研究をしていきます。





## 基本施策（４）世代間交流の活性化

### 【現状と課題】

地域のつながりの希薄化等によって、子どもと大人の交流等、異なった世代間の交流が少なくなってきています。さらに、子ども会等の活動の休止や解散等、同じ地域に住む住民同士の交流の機会についても減少がみられます。

地域福祉の推進には、地域に住む住民同士の普段からの交流が重要となります。アンケート調査でも、地域社会の問題に対して住民間で自主的な協力関係の必要性を感じている人が約6割おり、また、約4割の人が「自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつように心がけること」を、地域社会の問題に対して住民がお互いに協力するために必要なことと認識しています。

### 【今後の方向性】

さまざまな世代が交流することにより、お互いにささえあい・助け合いができるよう仕組みづくりをすすめ、住民同士をつなげていきます。

### 【取組】

#### ① 地域交流、世代間交流の推進

---

地域住民、保育園、幼稚園、学校、ボランティア団体、社会福祉協議会、NPO、高齢者施設、障がい者施設等の福祉施設、その他の福祉関係団体との連絡や協力のもとに地域交流・世代間の交流を促進します。

また、子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、ささえあい、安心して子育てができるよう、地域の多様な人とのかかわり合いを促進します。

#### ② 交流のまちづくりの推進

---

地域福祉をすすめるために、誰もが地域福祉活動のために集まり、参加できるような仕組みづくりをはかっていくとともに、各種の支援を通じて、町民の参加と交流が育まれるようなまちづくり活動を推進していきます。

#### ③ 地域で子どもを育てる環境づくりの推進

---

地域においては、子ども会や子育てサークルをはじめ多くの育成団体が活動しており、こうした地域住民が中心となった活動が活発になるよう環境づくりにつとめます。

#### ④ 子育てひろばの拡充

---

子育て中の親子が気軽に集い、交流する場として、児童館の子育てひろばの拡充をはかります。また、保育園・幼稚園の園庭開放により、地域の未入園児と入園児との交流やイベント開催など子育てひろばを充実し、地域に開かれた保育園・幼稚園を推進します。また、子ども家庭支援センターで子育てひろばと同様の子育て支援事業が行われているため、その事業を推進していきます。

## 基本施策（５）高齢者や障がい者の社会参加促進

### 【現状と課題】

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、生きがいを持って、自分らしい生活を送ることができ、居住形態等の違いにかかわらず、誰でも気軽に地域や社会と交流を持てるようにすることがもとめられます。

### 【今後の方向性】

今後のさらなる高齢化を見据え、対象者が増加する敬老会や敬老金のありかたの見直しを検討する必要があります。ただし、高齢者の社会参加促進を図るため、外出を促す施策を増やすなど、今後も支援が必要です。また、就業機会の提供や地域住民との交流等、誰でも気軽に交流が持てるよう支援を行います。

### 【取組】

#### ① シルバー人材センター

---

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する拠点として設置されています。

高齢者の就労支援により他人に期待され働くことで介護予防に大きな成果が期待されます。

センターの理念である「自主的・主体的」「共働・共助」の精神のもと、会員の方々が豊かにいきいきと社会参加ができ、働く喜びを得られる事業運営をめざして、より一層の発展、充実をはかれるよう支援を行います。

#### ② 老人クラブへの支援

---

老人クラブは、生活を健全で豊かなものにし、自らの生きがいを高めるための組織として、さまざまな活動を行っています。

老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や生きがい活動・スポーツ等の取り組みも行われ、生きがいと張りあいをもった健康づくりがはかられています。また、いつまでも自分らしく地域で暮らすため、支援の受け手だけでなく、自ら担い手となる老人クラブへの変革を支援します。今後とも、高齢者がいきいきと暮らせるよう財政面を含め、老人クラブへの支援につとめます。

#### ③ 敬老会

---

敬老会は 70 歳以上の高齢者の長寿をお祝いするため、毎年 1 回、スカイホールで式典及び演芸ショーを開催し、参加された方に大変喜ばれています。

今後は高齢化に伴い対象者が増えることが予想されるため事業の見直しが必要となりますが、多くの方に喜んでもらえるよう、内容の充実をはかっていきます。

---

#### ④ 高齢者福祉センター寿楽

---

高齢者福祉センター寿楽は、60歳以上の地域の高齢者が、各種教室への参加、サークル活動等により教養を高め、生きがいづくりや社会参加の促進をはかるための施設です。

高齢者の生きがい対策と介護予防を推進するための施設として、高齢者福祉センター寿楽の重要性は高まっています。指定管理者による施設運営を行い、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。

---

#### ⑤ 敬老金の支給

---

敬老の日現在、住民登録のある70歳・77歳・88歳・95歳・99歳及び100歳の節目年齢の高齢者を対象に、地元商店で使用できる商品券を贈呈しています。

今後は高齢者の増加に伴い支給方法や内容について見直しをはかっていきます。

---

#### ⑥ 福祉バスの充実

---

福祉バスのPRやバスの運行ルートのお知らせ方法などを検証し、利用促進につとめます。

---

#### ⑦ 障がい者の社会参加の促進支援

---

ノーマライゼーションを実現するため、社会福祉協議会や障がい者の当事者団体、家族会などと連携し、障がい者の日中活動の場の確保や地域生活支援事業の充実をはかります。

---

#### ⑧ 社会参加のための支援サービスの充実

---

地域生活支援事業により、相談支援や移動支援、手話通訳の保障等コミュニケーション支援、支援者等の育成等、障がい者が一般市民と同様に社会参加していくための支援サービスの充実をはかります。

---

#### ⑨ 当事者活動の支援

---

障がい者自らが支援者となる当事者間活動や当事者団体の活動支援、協力ボランティアの育成支援を行います。

## 基本施策（6）介護保険制度の適正な運営

### 【現状と課題】

高齢者の増加に伴い、脳血管疾患、ロコモティブシンドローム<sup>5</sup>、認知症などによる要介護及び要支援認定者が増えているとともに、家族など介護者の声として心身の負担が大きいことなどがあげられています。今後、高齢者のみの世帯などの割合が高くなり、家族による介護力が弱まっていくと推測されます。

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、利用したい介護サービスを住み慣れた地域で受けながら社会全体で支える仕組みづくりも重要です。

### 【今後の方向性】

介護保険制度の適正な運営をすすめると同時に、新しい総合事業の整備、医療と介護の連携、認知症の人やその家族への支援、地域包括支援センターの強化をはかります。

### 【取組】

#### ① 介護保険制度の適正な運営

---

介護保険制度を適正に運用し、介護認定審査会の公平かつ公正な介護認定や、介護給付費の適正化をはかります。また、自立支援に向けた必要なサービスを安定して提供できるよう、介護サービス事業者の適正な運営に向けて指導・監督につとめます。

#### ② 新しい総合事業

---

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに、高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。また、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等生活支援サービスの体制の整備を行います。

#### ③ 在宅医療・介護連携の推進

---

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

#### ④ 認知症施策の推進

---

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症の人と家族を支える地域づくりや拠点づくり、地域と連携した専門医療提供体制を推進し、認知症地域支援推進員や認知症支援コーディネーターの配置や、認知症の普及啓発などを行います。

<sup>5</sup> ロコモティブシンドローム：運動器症候群。通称「ロコモ」と呼ばれる。骨・筋肉・神経系などの運動器が加齢の影響により衰えている、または衰え始めている状態のこと。

### ⑤ 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターの増設など機能強化を行うことで、高齢者の総合相談などの機能の充実をはかります。また、高齢者が困った時には最も身近な相談窓口となるよう周知徹底をはかります。



## 基本目標 2 地域福祉をすすめるための体制づくり

### 基本施策（1）地域福祉の担い手の養成

#### 【現状と課題】

公的な福祉サービスでは対応が難しい地域の課題として、電球の交換やゴミ出し、悪質商法の被害等が挙げられます。これらの課題は、地域での暮らしを妨げるものであり、解決すべき生活課題となっています。

地域で生活している人にしかみえない地域の課題、身近でなければ早期発見が難しい問題を見つけ、迅速に対応することができるよう、地域福祉活動を担う人材が不可欠です。

地域福祉活動を担う人材の養成は、地域福祉の推進につながるだけでなく、本人が生きがいをもつことにもつながります。また、少子高齢化の影響から、今後は高齢者自身も地域福祉の担い手として活躍することが期待されています。

#### 【今後の方向性】

地域での福祉活動の担い手を養成し、地域活動の中心的な役割を担う存在としての活躍を支えます。養成については、6地域区分（圏域）の設定に基づき、それぞれの地域区分の実情等を勘案しながらすすめていきます。

#### 【取組】

##### ① 地域福祉の担い手の養成のための研究

---

ボランティアセンターみずほと連携し、ボランティアセンターに登録しているボランティアを地域福祉の担い手として養成するための研究を行います。

##### ② 地域福祉の担い手の活動支援

---

地域福祉の担い手としての活動を支援するため、関係機関や関係団体等と連携をはかりながら役割や位置づけを明確化し、地域住民への周知・啓発をしていきます。

## 基本施策（2）地域における福祉教育・学習の推進

### 【現状と課題】

地域福祉を実践していくのは町民自身であることから、地域福祉の担い手となる町民を育みながら、地域福祉への理解を深めていくことが重要です。

アンケート調査では、今後の福祉ボランティア活動や助け合い活動の参加希望は5割弱となっています。

### 【今後の方向性】

地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進し、すべての町民が地域福祉について関心・理解を深めていけるよう、講座等の開催や体験する場の提供等を行います。

### 【取組】

#### ① 地域福祉の理解促進

---

地域イベント等を通じて、地域福祉活動に気軽に参加できる機会を提供するとともに、今後、地域福祉活動に取り組もうとしている地域のNPOや活動団体が開催する講座等を積極的に支援します。

#### ② 地域に開かれた福祉教育の実践

---

あらゆる場と機会を通して、すべての町民に福祉の心が醸成されるようつとめていきます。

また、子どもたちの福祉の心の芽吹きを促進するために、家庭、地域、学校がともに連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験する場をつくっていきます。



## 基本施策（3）ボランティア・NPOの活動の推進

### 【現状と課題】

ボランティア活動やNPOの活動は、福祉や地域安全、環境・まちづくり、教育・文化など多様な分野があり、その内容も介護や子育てなど生活に身近なものから、地域安全や環境美化など地域に関わるもの、さらには国際貢献など海外レベルに至るまでさまざまです。

さまざまな人にボランティア活動に関わってもら一方で、町民、NPO、行政等が連携・協働しながら、地域福祉をすすめていく必要があります。アンケート調査では、ボランティア活動や助け合い活動に参加したくない理由として、「どのような活動があるか知らないから」が3割強となっています。

### 【今後の方向性】

ボランティアやNPO活動への支援を行いつつ、ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実等をはかることで、ボランティアやNPO活動の推進をはかります。

### 【取組】

#### ① 啓発活動の充実

---

協働による地域福祉を推進するために、ボランティアセンターみずほが行う各種のボランティア体験講座、入門講座の開催等を支援し、幅広いボランティア活動に取り組むためのきっかけづくりをすすめます。

#### ② 相談体制や情報提供の充実

---

ボランティア活動をしたい人と必要とする人等とのコーディネートや、活動相談・支援や地域のボランティア情報の発信地としての役割を担うボランティアセンターの充実をはかります。

#### ③ ボランティア・NPO活動への支援

---

地域を担う住民活動のひとつであるNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を福祉のまちづくりに活かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。

#### ④ 定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供

---

定年退職された方やシニア世代の方が長年培った技術や経験などを、地域のなかで活用し、生きがいのある人生を送れるよう、さまざまな団体との連携をはかりながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動へ参加しやすい環境整備につとめます。



## 基本施策（4）相談体制の充実

### 【現状と課題】

子育て相談は子ども家庭支援センター、健康に関する相談は保健センター、高齢者福祉に関する相談は地域包括支援センター、障がい福祉に関する相談は福祉課障がい係が主として担っています。

現在の福祉制度やサービスの内容や手続きは複雑化しており、福祉サービスがよくわからない、申請の手続きに自信がないといった人も少なくありません。アンケート調査でも、利用者本位の福祉を実現するために必要なことで「専門的な相談が受けられるようにする」が5割強となっています。

### 【今後の方向性】

関係機関と連携しながら相談体制の充実をはかり、相談しやすい環境の構築につとめます。また、平成27年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づいた支援制度についても周知をすすめ、制度に基づいた支援につとめます。

### 【取組】

#### ① 相談体制の充実

---

高齢者・障がい者・子育て支援等福祉の全分野について、町民の視点から相談しやすく、わかりやすい、町民ニーズにあった相談体制の充実をはかります。また、相談が気軽にできるよう関係部局・関係機関との連携・協力や専門家等によるバックアップ体制をとりながら、相談窓口の業務内容を充実していきます。

#### ② 関係機関との連携強化

---

庁内関係部局、関係機関、専門家等で、相談体制の連携を強化します。また、相談関係機関の団体等に関しても、気軽に相談できるよう強化をはかっていきます。

#### ③ 自立に向けた援助

---

西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実をはかるとともに、各種制度の周知を徹底します。

また、ハローワークとの連携により、就労情報の提供、職業訓練の促進などにより、自立に向けた援助を推進します。

#### ④ 生活安定に向けた支援

---

各種福祉資金制度に関する情報提供をすすめ、国や東京都の制度利用の促進をはかります。また、生活困窮者自立支援制度に基づき開設した、西多摩くらしの相談センターを町民に周知するとともに、生活に不安を抱えている方が自立した生活、安心できる生活を送ることができるよう、相談センターと連携をはかりながら支援していきます。

さらに、生活保護に至らずに自立できる仕組みの構築について、国や東京都に求めていきます。

## 基本施策（５）福祉サービスの質の向上

### 【現状と課題】

福祉サービス向上のためには、サービスに関わる人材の育成が欠かせません。さらに近年、福祉ニーズの多様化や複雑化がみられていることから、サービス提供に携わる人の能力や資質の向上が求められています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化、少子高齢社会、認知症高齢者の増加等の問題への対応も重要となってきます。

### 【今後の方向性】

将来的な地域社会の状況にも対応できるよう、地域のセーフティネットの構築も見据えながら、人材の育成やサービスの向上等につとめます。

### 【取組】

#### ① 福祉関係職員の資質向上

---

福祉サービスの質の確保・向上をはかるため、各種研修会や会議への職員参加を促進し、保健福祉関係職員の資質向上につとめます。

#### ② 関係団体等への働きかけ

---

民間事業者、NPO、関係団体に対し、町のホームページの「瑞穂町総合人材リスト」等の活用も含め、人材育成関係情報を積極的に提供し、関係者の資質向上につとめるよう働きかけます。

#### ③ 苦情対応等に基づくサービスの質の向上

---

相談窓口や関係部局・関係機関等の相談窓口に寄せられたサービス利用者からの苦情を把握し、対応をはかるとともに、そうした苦情を基にサービスの質の向上につとめます。

#### ④ 第三者によるサービス評価の支援

---

第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への周知・理解をはかります。

#### ⑤ NPO・ボランティアに対する評価システムの理解促進

---

地域福祉推進の重要な担い手であるNPOやボランティア団体について、サービス評価の必要性や重要性についての理解促進をはかるために、働きかけの検討を行います。

## 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

### 基本施策（1）権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

認知症や障がい等により判断能力が十分でない人が、安心して財産の管理や公的な手続きができるよう、制度や事業の周知・充実をはかっていくことが求められています。

さらに、支援を必要とする世帯に対して、民生委員・児童委員の活動を中心に、町民同士が声かけや見守り活動等を行うことによって、異変の早期発見につとめ、孤立死等を防止するとともに、福祉サービスの内容や制度を説明し、判断能力に支障があれば、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度につないでいくことが重要です。

#### 【今後の方向性】

制度の周知徹底や関係機関等との連携の強化等をはかり、権利擁護を推進していきます。

#### 【取組】

##### ① 地域福祉権利擁護事業に関する連携と支援

---

地域福祉権利擁護事業を実施している社会福祉協議会と地域包括支援センターとの積極的な連携をはかっていきます。また、認知症高齢者などの増加が予測されることから、今後も継続して取り組めるよう事業への支援を推進します。

##### ② 成年後見制度の周知

---

国で制定されている成年後見制度について、対象者となる判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のご家族・関係者等に、周知していきます。

##### ③ 権利の擁護

---

認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、消費者保護に関係する機関との連携を強化することによって、権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。

また、高齢者虐待に関する相談窓口の常設や地域の見守りネットワーク、通報体制の整備等の環境づくりをすすめることによって、高齢者に対する虐待防止や早期対応をすすめます。

## 基本施策（２）ユニバーサルデザインの推進

### 【現状と課題】

年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが使いやすい施設の整備等、全ての人を対象にしたユニバーサルデザイン<sup>6</sup>のまちづくりを、今後もすすめていく必要があります。

### 【今後の方向性】

「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、瑞穂町でもユニバーサルデザインのまちづくりをすすめていきます。

### 【取組】

#### ① ユニバーサルデザインについての啓発

---

東京都福祉のまちづくり条例を踏まえ、ユニバーサルデザインの啓発につとめるとともに、関係各所への周知をはかります。

#### ② 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応

---

東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを踏まえ、事業者や設計者が建築物等を設計するうえで、適合証交付請求書や届出書の提出を徹底していきます。

#### ③ 公共施設の整備

---

公共施設、道路、公園等のユニバーサルデザイン化及び町内道路路線の歩道等の設置や歩道の段差解消を推進していきます。

#### ④ 建築物等の整備

---

新築の町有建築物については、ユニバーサルデザイン化につとめるとともに、既存の建築物についても計画的に改善・整備を推進していきます。

---

<sup>6</sup> ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げること。

## 基本施策（3）防災・防犯体制の充実

### 【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、防災や減災<sup>7</sup>に対する意識が高まっています。町では、平成26年3月に「瑞穂町地域防災計画」を修正しており、自然災害や大規模事故災害に対する対策・対応を定めていますが、今後も地域と行政の双方向の情報提供・交換の仕組みを強化していくことが求められます。アンケート調査でも、暮らしやすいと思うまちの姿の重要度で、「災害の時に安心なまち」が「非常に重要である」との回答が7割弱となっています。

また、防犯対策を強化し、犯罪のないまちづくりをすすめることも重要です。

### 【今後の方向性】

防災にとって最も大切なのは、日々の備えとともに町民一人ひとりの心がけであることから、防災意識の啓発や自主防災組織の充実・強化をすすめます。

また、警察や地域住民等と連携しながら、防犯対策をすすめます。町内会・自治会でパトロールが行われているところもあり、今後も安心・安全なまちをめざし、取り組みを推進していきます。

### 【取組】

#### ① 災害時要援護者の安全確保体制の整備

---

災害時において、災害時要援護者が正しく情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、地域防災力の向上が必要となります。

被害を軽減するためには、施設、資機材等ハード面の整備だけでなく、各防災機関による連携や事業所や町民の役割を明確にし、町民、行政、事業所が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化をはかり、日ごろからコミュニティの充実につとめるとともに、事業所においては、自主防災体制を整備し、地域や行政との連携体制の推進をはかります。

#### ② 災害時要援護者への対応

---

災害時要援護者の現状把握とともに、安否確認等災害時の援護活動が効率的に行えるよう、実態把握、リストの作成や災害時要援護者マップの整備を行います。

---

<sup>7</sup> 減災：災害時において発生し得る被害を最小限に食い止めるための取り組み。防災が被害を出さない取り組みであるのに対し、減災とはあらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていこうとするもの。

---

### ③ 災害ボランティアの育成と連携体制

---

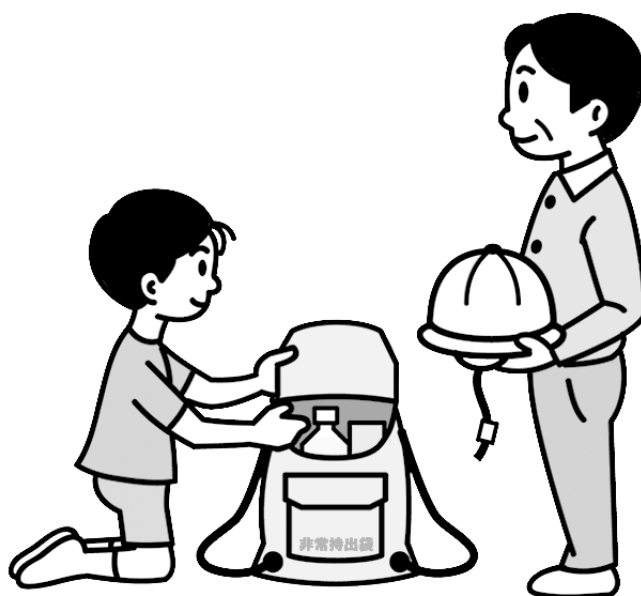
柔軟性・きめ細かさといった特性をもつボランティアやNPOなどの活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在です。

毎年の防災訓練に合わせ、社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの設置訓練を行っており、今後も災害ボランティアの育成と連携体制の強化につとめます。

### ④ 地域防犯活動の推進

---

各町内会・自治会等で自主防犯パトロール活動を実施しています。今後も、町内会・自治会、防犯協会、町、警察と連携するとともに誰もが参加しやすい防犯活動を促進していきます。



## 基本施策（4）すべての子育て家庭への支援

### 【現状と課題】

瑞穂町の出生率は都の数値を下回っていますが、地域の活性化のためには、次代を担う子どもと子育てをする世代への支援が重要です。

アンケート調査では、地域の人達がお互いにささえあっていく上で大切なことで「子どものしつけや子育てについての協力・助言」が約2割、暮らしやすいと思うまちの姿の重要度で「子どもがいきいき育つまち」が「非常に重要である」との回答が約5割、安心して子どもを健やかに産み育てていくために必要なことで「子どもが健やかに育つような住環境の整備を推進する」が約3割となっています。

### 【今後の方向性】

子ども・子育て支援事業計画を推進し、安心・安全な環境づくりを行いつつ、すべての子育て家庭の支援を通じて、子どもの健やかな成長をめざします。

### 【取組】

#### ① 子ども家庭支援センター機能の充実

---

子ども家庭支援センターは、子ども家庭支援の中核機関として、関係機関とのネットワークにより子どもと家庭に関するあらゆる相談に適切に対応するとともに、子育てに関する情報提供、子育てサークルの支援、保護者同士の交流機会の提供、在宅サービスの提供などの充実をはかります。

#### ② 子育て相談の充実

---

子ども家庭支援センターや保育園・幼稚園、保健センターなどにおける相談事業の充実をはかるとともに、関係機関との連携により、相談内容に応じた適切な指導、援助を行います。

#### ③ 子育て支援情報の提供

---

広報紙やホームページ、瑞穂町子育てガイドBOOK、子育てほっとブック等の多様な媒体を活用して、町の子育て支援サービスや関係機関の子育て支援活動などの情報提供を充実します。

---

#### ④ 待機児童の解消への取り組みと保育サービスの充実

---

認定こども園および小規模保育所の開設により待機児童の解消をはかるとともに、幼稚園の預かり保育および保育園の一時預かりの充実により待機児童対策を推進します。

また、保育の質の向上のため、保育士研修等を実施するとともに地域全体で子育てを支援していくために、子育て応援活動をしたい人を対象とした講座・研修等を実施することにより子育て応援の人材を育成します。

#### ⑤ 地域子育て支援事業の充実

---

時間外（延長）保育事業、放課後児童健全育成（学童保育クラブ）事業、子育て短期支援（ショートステイ）事業、一時預かり事業、病後児保育事業、子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業等の拡充をはかります。





## 基本施策（5）支援が必要な子どもと家庭への支援

### 【現状と課題】

子どもの人権を侵害し、生命をも脅かすような児童虐待が社会問題となっています。地域社会との関係が希薄となり孤立化する家庭が増えていくなかで、児童虐待は潜在化、重篤化する傾向があります。

児童虐待は早期の発見と迅速な対応が非常に重要です。小さな SOS のサインを見逃すことのないよう、社会全体で子ども達一人ひとりの様子を注意深く見守り、子どもとその家庭に対する早期の適切な支援につなげていくことが必要です。

### 【今後の方向性】

ひとり親家庭や障がいのある子どもや保護者への支援等、町内に住んでいる子どもの誰もが、自分らしくいきいきと健やかに育つことができるよう、さまざまな支援を行います。

### 【取組】

#### ① 要保護児童対策地域協議会の充実

---

児童虐待の未然防止、早期発見、迅速対応をはかるため、関係機関相互の円滑な情報共有、関係機関の役割分担の調整や相互の連携した支援について協議している要保護児童対策地域協議会の機能をさらに充実します。

#### ② 児童虐待の未然防止

---

子ども家庭支援センター等での相談、保健センターで実施する乳幼児健康診査での身体の様子を観察や保育園・幼稚園・学校等での日々の見守りなどから得た情報を共有し、各関係機関が連携した対応を行うことで、児童虐待の未然防止・早期発見につとめます。

また、家庭での様子は、地域からの情報が重要です。民生委員・児童委員等の相談・支援活動の充実や見守り活動の強化につとめます。虐待が疑われる場合には関係機関との連携を行い、迅速な対応、支援を行います。

#### ③ 民生委員・児童委員等の活動支援

---

ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題とその自立に向けた支援のために、地域の民生委員・児童委員等による相談体制の充実につとめます。

#### ④ 自立支援の拡充

---

就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援につとめます。また、児童手当等の支給や母子生活福祉資金等の貸付などの経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進をはかります。

---

## ⑤ 日常生活の援助

---

ひとり親家庭を対象とした家事援助のためのホームヘルプサービスの検討をしていきます。

## ⑥ ひとり親家庭等医療費助成の充実

---

国民健康保険や社会保険等に参加しているひとり親家庭等を対象に、診察を受けたときの健康保険適用医療費の自己負担額の全額、または一部を助成します。

また、所得制限の撤廃について東京都に要望していきます。

## ⑦ 相談体制の充実

---

障がいのある子どもをもつ親の精神的負担の軽減をはかり、子どもの発達を促すため、障がい児や発達障がい児等の相談体制の充実をはかり、相談者のニーズに応じたサービスの提供につとめます。また、それに伴い関連機関との連携を強化します。

## ⑧ 発達障害等支援の充実

---

自閉症や学習障がい（LD）など、その傾向のある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制の確立をめざします。

## ⑨ 障がいのある子どもをもつ親を対象とした子育てサロンの推進

---

障がいや発達に遅れのある子どもをもつ親同士が交流し、仲間づくりや情報交換、子育て相談等を行う子育てサロンを検討します。

## ⑩ 子どもの貧困対策の推進

---

子どもの貧困対策に関する大綱が出され、貧困が世代を超えて連鎖することのないような対策を関係機関と連携をはかり、推進していきます。

## 基本施策（6）障がい者の就労支援

### 【現状と課題】

障がいのある人にとっても、自分らしく過ごすための手段として、就労支援が重要です。「瑞穂町第4期障害福祉計画」策定のためのアンケート調査でも、障がいのある人の働く場の確保および柔軟な就労条件と職場での理解促進への要望が多くなっており、これらの充実が望まれています。

### 【今後の方向性】

引き続き、障がい者の就労を支援していきます。

### 【取組】

#### ① 瑞穂町障害者就労支援センター

---

障がい者の就労意欲の向上および一般就労の促進をはかります。就労支援や生活支援を通じ、自立をめざします。

#### ② 瑞穂町福祉作業所「さくら」

---

利用者一人ひとりに対するきめ細かい対応を通じ、就労支援事業を行います。今後も利用者の視点に立った事業を行います。

#### ③ 瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」

---

利用者の状態の把握や、瑞穂町障害者就労支援センターとの連携等、さまざまな方法で就労支援につながる取り組みを行います。

## 基本施策（7）地域包括ケアシステムの推進

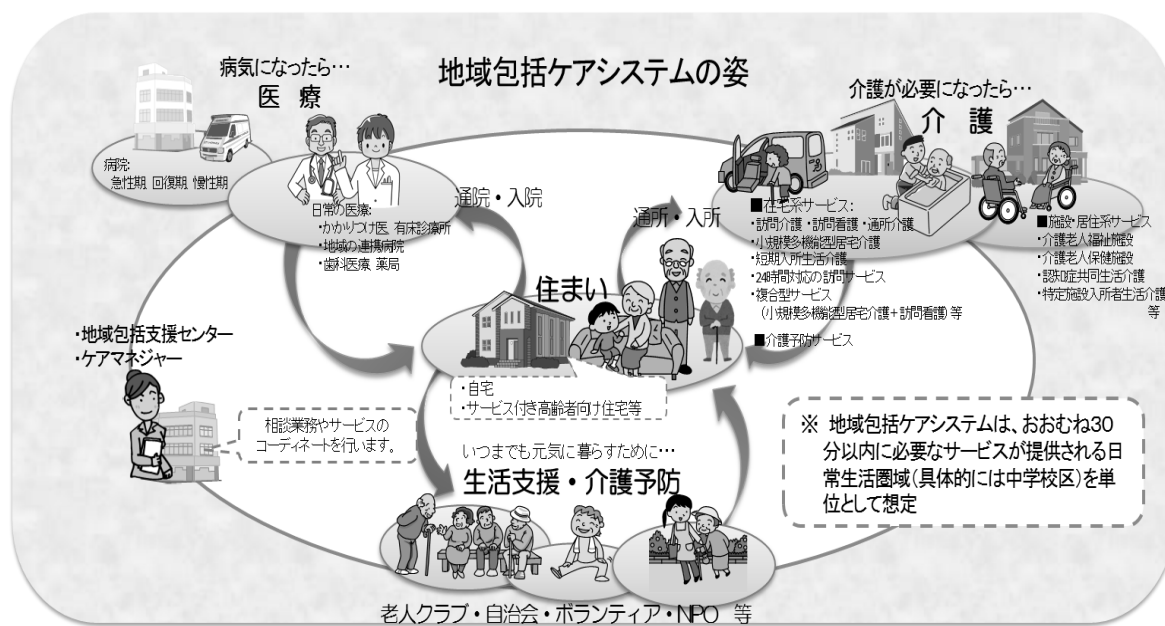
### 【現状と課題】

町では、平成27年には4人に1人が65歳以上となっており、今後も高齢化が進むと推測されています。特に団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降は、医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

地域包括ケアシステムは、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供し、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくものです。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築が必要です。

### 【今後の方向性】

町では、地域包括支援センターを中心に、介護事業所、医療機関、地域住民、ボランティアなどで体制の整備を推進し、瑞穂町にあったささえあいの仕組みづくりを推進します。



資料：厚生労働省

**【取組】****① 地域包括ケアシステムの構築**

---

団塊の世代が75歳以上になる平成37年に向け、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加される中、重度な要介護になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし、人生を続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に行える地域づくりや各種サービスが確保される体制の構築の実現をめざします。

**② 認知症対策の推進**

---

認知症の人と家族をささえる地域づくり、地域連携の推進と専門医療の提供、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症対策をすすめます。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざします。

**③ 人材の確保及び資質の向上**

---

高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において、自由にいきいきとした生活を送ることができるよう、支援する側として、NPOや地域、ボランティア等幅広く従事者となりうるような環境の構築をめざします。

また、高齢者自らも支援する側になることで、生きがいを持って働くことができるようになります。あわせて、様々な人材の資質の向上や研修、セミナー等を受講しやすい体制を整備していきます。

**④ ささえあう地域づくり**

---

地域の担い手として元気高齢者などの多様な主体が参加し、高齢者が住み慣れた地域でささえあいながら安心して暮らせるよう整備をすすめます。公的機関などのサービス以外でも、地域でつながりお互いをささえあう環境づくりをめざします。

## 基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

### 基本施策（1）保健事業の充実

#### 【現状と課題】

町における保健事業（母子保健事業、健康増進事業、予防接種事業）の推進・充実をはかります。

母子保健事業については、「健やか親子21（第2次）（平成27年度～平成36年度）」の下、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて、妊婦から就学前までの幼児を中心に保健事業を実施しています。

健康増進事業については、「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」の下、健康寿命の延伸をめざし、生活習慣病の予防、がん検診の推進等をはかり、町民がいつまでも元気で自立した生活が営めるよう、各種予防事業を実施しています。

予防接種事業は、病気の蔓延防止という側面と、一人ひとりの感染予防や症状を軽減するという側面があり、どちらも重要です。

また、平成26年度には「瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、情報提供や情報共有、感染拡大防止、予防接種等、新型インフルエンザ等が発生した際の手順を定めました。

#### 【今後の方向性】

母子保健事業については、今後も「健やか親子21（第2次）（平成27年度～平成36年度）」及び「瑞穂町子ども・子育て支援事業計画」と整合性をとりながら、各事業の充実をはかります。

健康増進事業については、「瑞穂町第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との整合性をとりながら、事業の充実をはかります。なお、がん検診については、国の指針に基づき、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診を実施しています。

予防接種事業は、国が接種を勧奨する定期接種と合わせ、任意接種のなかでも特に重要なものに対して、その接種費用の助成等を実施し、予防接種の確実な実施をはかっていきます。

#### 【取組】

##### ① 母子保健事業の充実

母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子ども達を健やかに育てるための基盤となります。そのため、妊婦や乳幼児を対象とした各種健康診査、妊娠届出時の妊婦面接、保健師等による妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、各種相談・講習会事業等、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行います。

特に、健康診査の受診率の向上や相談事業の充実を重点目標とし、妊娠、出産、育児、乳幼児保健の充実と確実な実施をめざします。

## ② 健康増進事業の充実

「健康日本21（第2次）」では、第1次計画から引き続き生活習慣病の一次予防に重点を置きながら、合併症の発症や症状進行などの重症化予防を重視した取り組みを推進しています。健康寿命の延伸という大きな目標の下、慢性腎臓病や糖尿病予防に重点をおいた生活習慣病予防、若い世代の健康づくり意識の向上、がん検診の受診率の向上に重点を置きながら、健康教育、各種がん検診、訪問指導等、各事業を実施していきます。

## ③ 予防接種事業の充実

BCG、四種混合、日本脳炎、高齢者インフルエンザ等の定期接種、高齢者用肺炎球菌、おたふくかぜ等の任意接種のほか、風しん対策事業として予防接種と抗体検査を行います。予防接種の確実な実施のため、情報提供の強化や町独自の助成等について周知を徹底します。また、新たな感染症への対策等については、国や東京都の動向を見極めつつ、早期に対応していきます。

### i 「健やか親子21（第2次）」シンボルマーク



健やか親子21

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく温かな地域づくりのイメージカラーとして、背景色を薄緑色に変更しています。

### i 「健康日本21（第2次）」の基本的な方向

以下の5つを国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向としています。

- 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底・・・NCD（非感染性疾患。食事や運動等の生活習慣の改善により予防可能な疾患）の予防
- 3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- 4 健康を支え、守るための社会環境の整備
- 5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

## 基本施策（２）医療体制の充実

### 【現状と課題】

町医師会や西多摩医師会の協力を得ながら、休日・準夜の救急医療を実施していますが、今後も救急医療体制の充実につとめる必要があります。

地域医療については、町内医療機関と公立福生病院との連携を強化しています。

### 【今後の方向性】

今後も救急医療体制の充実につとめながら、小児救急医療体制の充実をめざします。

地域医療については、これまでと同様に町内医療機関と公立福生病院との連携を強化しながら、地域医療の確保と充実につとめます。また、町医師会や町歯科医師会との協力により、健康診査や予防接種事業、歯科保健事業等を実施していきます。さらに、西多摩医師会や西多摩歯科医師会とも協議会等を通じて連携をはかっていきます。

### 【取組】

#### ① 救急医療体制の充実

---

救急医療体制の充実のほか、小児夜間診療体制の充実をはかるため、東京都や西多摩地域保健医療圏との連携を強化していきます。また、休日夜間診療や急病時の診療の周知を徹底させるため、情報提供の強化につとめます。

#### ② 地域医療の充実

---

診療所等と公立福生病院等の中核病院<sup>8</sup>の役割の違いや、身近な地域で日常的な医療や調剤を受け、健康の相談等ができる診療所等のかかりつけ医やかかりつけ歯科医、及びかかりつけ薬局を持つことの重要性の周知と意識の向上をはかります。また、町・町内医療機関等・中核病院との連携の強化をはかり、地域医療連携<sup>9</sup>を推進し、医療体制の充実をはかります。

#### ③ 関係機関との連携

---

医師会や歯科医師会等の関係機関との連携をはかることで、地域の保健ニーズや課題に共同で取り組み、地域の保健サービスの充実をはかります。また、生活習慣病予防や介護予防等についても、事業の充実をめざし、連携の強化につとめます。

<sup>8</sup> 中核病院：地域の医療連携の中核を担う病院。かかりつけ医で行うことが難しい専門的な検査や治療を行う。

<sup>9</sup> 地域医療連携：地域の医療機関等が個々にサービスを提供するのではなく、それぞれの規模や特徴に適した機能分担をすすめるとともに相互の連携をはかり、受診者が継続性のある適正な医療を受けることができるしくみ。



### 基本施策（3）生活習慣改善の推進

#### 【現状と課題】

健康増進を形成する基本要素となる、栄養・食生活、身体活動<sup>10</sup>・運動、飲酒、喫煙、休養及び歯・口腔に関する生活習慣の改善が重要です。町民一人ひとりが、身体や病気の予防について正しい知識を持ち、健康的な生活習慣を身につけることが健康寿命の延伸につながります。

栄養・食生活においては、個人のライフスタイルや価値観の多様化、食を取り巻く環境の変化等により、食の環境が大きく変わってきています。そのため、子どもの頃からの食育や規則的で栄養バランスの取れた食生活の習慣を実践していくことが重要です。

従来の運動に加え、身体活動そのものの重要性が注目されています。身体活動・運動は生活習慣病や生活機能低下の予防に有効です。また、要介護や寝たきりの大きな原因となるロコモティブシンドロームの予防について、若い世代にも啓発をはかっていくことが重要です。

タバコには多くの有害物質が含まれており、喫煙はがんや心筋梗塞、脳卒中等の原因にもなり、また、歯周疾患、妊娠では低体重児の出産や早産、非喫煙者の受動喫煙の影響も指摘されています。飲酒は、適度であればストレス解消等の効用がありますが、過度になると糖尿病、肝臓病、循環器疾患等の原因となります。薬物については、覚せい剤や麻薬のほか、危険ドラッグの使用も社会問題のひとつとなっています。児童・生徒はもとより、青少年や成人に向けた啓発が重要です。

休養を十分にとり、ストレスと上手に付き合うことは、心の健康に欠かせません。ストレス過多の現代社会では、誰もが心の健康を損なう可能性があります。そのため、心の健康を維持・向上させるとともに、不調の早期発見・早期治療をすることが求められます。

歯周病は、歯を喪失する要因の第1位となっており、糖尿病や心筋梗塞等の全身疾患の誘発や悪化とも関係があります。歯の健康を守り、喪失する歯を少なくすることが、健康寿命の延伸に重要な要素となります。そのため、う蝕や歯周疾患の予防が重要です。

#### 【今後の方向性】

生活習慣改善の推進をはかり、健康寿命の延伸をめざします。また、歯周疾患の予防を目的に、40歳以下の若い世代も対象に、意識啓発を行います。

<sup>10</sup> 身体活動：安静にしている状態より多くのエネルギーを消費する全ての営みのこと。運動は身体活動のうち、体力の維持・向上を目的として計画的・意図的に実施するもの。

## 【取組】

### ① 望ましい生活習慣の確立

---

定例の健康相談、保健師による随時の面接、電話相談等、生活習慣改善につながる相談体制や相談業務のさらなる充実をはかります。また、生涯を通じた健康管理を支援するために、若年者向けの事業の拡大や、健康手帳の活用についてさらなる普及・啓発をめざします。

さらに、健康診査等の受診率向上に向けた取り組みや、受診の結果を生活習慣病予防に生かせるポピュレーションアプローチ<sup>11</sup>を充実させます。

望ましい生活習慣の確立のため、広報紙やホームページ等を通して健康に関する情報提供の強化、地区の健康教育等、地域に根差した健康づくり活動の充実をはかります。

### ② 食生活の維持・改善

---

関係各課や機関等が連携し、子どもの頃からの食育を推進します。地産地消の推進、学校給食を通じた望ましい食習慣の定着、子育て世代・若い世代を中心に望ましい食習慣についての普及・啓発を行います。事業に参加する機会の少ない世代には、ホームページ等を利用して適正な栄養の摂り方等を啓発していきます。

また、栄養士や保健師等の専門職による健康栄養相談や健康教育の充実をはかります。

### ③ 身体活動・運動の実践

---

住民を対象とした研修会や教室を通して、身体活動・運動についての正しい知識の普及・推進をはかります。また、健康づくり推進委員によるウォーキング事業等の啓発や健康集会を開催し、日常的な運動の必要性について広く周知をはかります。

### ④ 喫煙・飲酒・薬物と健康被害

---

喫煙や受動喫煙の健康への被害について、正しい知識の普及・啓発につとめます。また、公共施設における禁煙や分煙の推進、喫煙者に向けた禁煙・節煙の支援、児童・生徒等に対し喫煙防止教育を実施します。

保健事業を通じて、節度ある飲酒について普及・啓発につとめます。また、未成年者への飲酒防止教育、多量飲酒者やアルコール関連疾患の本人や家族等への支援を行います。

薬物乱用について、生徒や保護者等に対しその危険性を訴えていきます。また、ポスターや標語の掲示を通じて薬物の危険性の啓発に取り組みます。

---

<sup>11</sup> ポピュレーションアプローチ：集団全体に働きかけることにより、集団全体の健康問題のリスクを少しずつ軽減させ、よい方向にシフトさせること。

### ⑤ 休養・心の健康づくり

---

心の健康に影響する睡眠や生活習慣等について、正しい知識の普及につとめます。また、心の健康やストレスについて、パソコンやスマートフォンを利用し気軽に相談できるシステムの適切な運用や相談機関の周知、及び情報提供を行います。

### ⑥ 歯・口腔の健康づくり

---

幼児のう歯罹患率が高いことから、乳幼児歯科保健対策を引き続き重点的に取り組みます。また、若年者への歯周疾患の予防事業に取り組む等、歯科保健事業の充実につとめます。

広報紙やパンフレット等を通じて歯の健康づくりについて情報提供を行い、意識啓発につとめます。6024（ろくまるにいいん）運動<sup>12</sup>、8020（はちまるにいまる）運動<sup>13</sup>についても、引き続き推進します。



<sup>12</sup> 6024 運動：「60 歳になっても 24 本の自分の歯を保とう」という運動。厚生労働省等で推進されている。

<sup>13</sup> 8020 運動：「80 歳になっても 20 本の自分の歯を保とう」という運動。厚生労働省等で推進されている。

## 5 生活習慣の改善に向けたライフステージ別の取り組み

○：住民のできること      ☆：町が取り組むこと

取り組みの分野	幼年期（妊婦、0～6歳）	少年期（7～19歳）
望ましい生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親子で規則正しい生活を心がける</li> <li>○自分の健康に関心を持つ</li> <li>○健診を受ける（妊婦健診・乳幼児健診等）</li> <li>☆育児相談</li> <li>☆両親学級（マタニティクラス）</li> <li>☆妊産婦・乳幼児訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親子で規則正しい生活を心がける</li> <li>○自分の健康に関心を持つ</li> <li>○健診を受ける（若年健康診査等）</li> </ul>
食生活の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規則正しい食生活のため、1日3食必ず摂る</li> <li>○よく噛んで食べる</li> <li>○家族で楽しく食事をする</li> <li>○栄養相談や健診等を利用し、正しい食習慣について学び、実践する</li> <li>☆乳幼児むけ講習会</li> <li>☆両親学級（マタニティクラス）</li> <li>☆栄養相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規則正しい食生活のため、1日3食必ず摂る</li> <li>○栄養バランスを考える</li> <li>☆栄養相談</li> </ul>
身体活動・運動の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然とふれあい、外で元気に遊ぶ</li> <li>○親子でふれあう機会を作る</li> <li>☆乳幼児むけ講習会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動する習慣を身につける</li> <li>○地域や学校の活動に積極的に参加する</li> </ul>
喫煙・飲酒・薬物と健康被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タバコの誤飲事故を防ぐ</li> <li>○受動喫煙を防ぐ</li> <li>○妊娠中は禁煙・禁酒をする</li> <li>☆両親学級（マタニティクラス）</li> <li>☆妊婦面接時助言・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険ドラッグの害を知り、絶対に吸わない、勧められても断る勇気を持つ</li> <li>○学校での薬物乱用防止教室に参加する</li> </ul>
休養・心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の健康を心がける</li> <li>○地域で子育てを支える</li> <li>○妊娠、出産、子育てのストレスを解消する手段を確保する</li> <li>☆育児パッケージの配布</li> <li>☆妊婦面接</li> <li>☆妊産婦・乳幼児訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族での団らんを大切に、会話する機会を増やす</li> <li>○悩みを相談できる人を持つ</li> <li>○地域の大人が声をかける</li> </ul>
歯・口腔の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歯科健診や相談事業を活用し、う蝕予防のための生活習慣を身につける</li> <li>○かかりつけ歯科医で検診を受ける</li> <li>☆幼児歯科健診</li> <li>☆歯科相談</li> <li>☆妊婦歯科健診</li> <li>☆乳幼児むけ講習会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ歯科医で検診を受ける</li> </ul>

青壮年期 (20~39 歳)	中高年期 (40~64 歳)	高齢期 (65 歳以上)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康管理ができるよう、健康に関する知識を高める</li> <li>○健診を受ける(職場等)</li> <li>☆若年健診結果説明事業</li> <li>☆健康相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康状態を認識し、生活習慣病を予防する</li> <li>○かかりつけ医を持つ</li> <li>○特定健康診査等を受け、健康状態を管理する</li> <li>☆健診結果説明事業</li> <li>☆生活習慣病予防事業</li> <li>☆健康相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康状態を認識し、介護予防に努める</li> <li>○かかりつけ医を持つ</li> <li>○特定健康診査等を受け、健康状態を管理する</li> <li>☆健診結果説明事業</li> <li>☆生活習慣病予防事業</li> <li>☆健康相談</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○食事と栄養について知識を得て、バランスのよい食事をする</li> <li>○暴饮暴食を避ける</li> <li>○適正体重を維持する</li> <li>○食塩や脂肪の摂取量を減らし、野菜や果物の摂取量を増やす</li> <li>☆骨年齢チェック事業</li> <li>☆栄養相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正体重を知り、健康管理をする</li> <li>○栄養バランスのよい食事をする</li> <li>○生活習慣病予防教室等に参加する</li> <li>☆骨年齢チェック事業</li> <li>☆健診結果説明事業</li> <li>☆生活習慣病予防事業</li> <li>☆栄養相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養バランスのよい食事を仲間と共に摂る</li> <li>○低栄養状態にならないよう、偏食せず、適切な食生活に取り組む</li> <li>○健康栄養相談を利用する</li> <li>☆健診結果説明事業</li> <li>☆生活習慣病予防事業</li> <li>☆栄養相談</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ウォーキング等、軽めの運動を継続的に行う</li> <li>○スポーツ施設を利用し、運動をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくり事業に参加する</li> <li>○ウォーキングマップ等を活用し、運動をする習慣を身につける</li> <li>○ジョギングやウォーキング等の運動を通じ、生活習慣病の予防につとめる</li> <li>☆骨年齢チェック事業</li> <li>☆生活習慣病予防事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な運動を取り入れ、転倒や骨折を予防する</li> <li>○気の合う仲間を作り、体を動かす習慣を作る</li> <li>○ウォーキングやストレッチ等、無理せず体を動かす習慣をつけ、介護予防につとめる</li> <li>☆生活習慣病予防事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○薬物には手を出さない</li> <li>○喫煙の害を知り、禁煙に取り組む</li> <li>○肺がん検診を受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○喫煙の害を知り、禁煙に取り組む</li> <li>○週2日の休肝日をつくる</li> <li>○肺がん検診を受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○喫煙本数を減らす</li> <li>○節度ある飲酒を心がける</li> <li>○肺がん検診を受ける</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○こころの健康について正しい知識を持つ</li> <li>○各種の相談機関を利用する</li> <li>○ストレス対処法を身につける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上手なストレス対処法を身につける</li> <li>○悩みがあればすぐに各種の相談機関を利用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○閉じこもりを予防するため、地域行事に積極的に参加する</li> <li>○生きがいを持つ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ歯科医で検診を受ける</li> <li>○成人歯科検診を受ける</li> <li>☆歯科相談</li> <li>☆成人歯科検診</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ歯科医で検診を受ける</li> <li>○成人歯科検診を受ける</li> <li>☆歯科相談</li> <li>☆成人歯科検診</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ歯科医で検診を受ける</li> <li>○成人歯科検診を受ける</li> <li>☆歯科相談</li> <li>☆成人歯科検診</li> </ul>

## 6 評価指標

### 基本目標 1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

基本施策	評価指標	現状値	目標値 (平成 32 年度)
(1) 地域での交流活動の推進	「ふれあい・いきいきサロン」数	17 サロン	25 サロン
	近所づきあいを「ほとんどやっていない」人の割合	15.1%	5.0%以下
(2) 地域情報の発信	「瑞穂の福祉」の発行	年 1 回	年 1 回を維持
(4) 世代間交流の活性化	子ども家庭支援センターの利用者数	3,280 人	5,000 人

### 基本目標 2 地域福祉をすすめるための体制づくり

基本施策	評価指標	現状値	目標値 (平成 32 年度)
(1) 地域福祉の担い手の養成	瑞穂町社会福祉協議会登録ボランティアグループ数	24 団体	30 団体以上
(3) ボランティア・NPOの活動の推進	福祉ボランティア活動や助け合い活動について「活動したことがない」人の割合	79.2%	50.0%以下
(4) 相談体制の充実	悩みやストレスの相談相手について「相談したいがどこに相談したらよいかわからない」人の割合	3.8%	0%

### 基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

基本施策	評価指標	現状値	目標値 (平成 32 年度)
(2) ユニバーサルデザインの推進	障がい者が暮らしやすいまちにおいて「そう思う」+「まあそう思う」人の割合	31.4%	40.0%以上
(3) 防災・防犯体制の充実	災害ボランティア設置訓練参加者数	40 人	60 人以上
(4) すべての子育て家庭への支援	保育園待機児童数	20 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在)	0 人
(6) 障がい者の就労支援	就労支援センター登録者	89 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在)	100 人

## 基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

基本施策	評価指標	現状値	目標値 (平成32年度)
(1) 保健事業の充実	健康診査受診率 ・ 3～4か月児健康診査 ・ 1歳6か月児健康診査 ・ 3歳児健康診査	97.8% 95.8% 94.7%	98.0%以上 97.0%以上 95.0%以上
	がん検診受診率 ・ 胃がん検診 ・ 肺がん検診 ・ 大腸がん検診 ・ 子宮頸がん検診 ・ 乳がん検診	4.9% 4.1% 32.2% 11.0% 13.8%	7.0%以上 7.0%以上 40.0%以上 18.0%以上 28.0%以上
	予防接種自動スケジュール作成モバイルサイト「ワクワクみずほ」 ・ 0歳児の登録率	平成27年10月開始	70.0%以上
(2) 医療体制の充実	「気軽に相談できるかかりつけ医がいる者」の割合	8.2%	15.0%以上
(3) 生活習慣改善の推進	特定健康診査受診率	46.2%	60.0%以上
	特定保健指導実施率	17.9%	60.0%以上
	生活習慣病予防事業の40代・50代の参加率 ・ 慢性腎臓病予防講座 ・ 糖尿病予防講座	13.4% 8.0%	15.0%以上 15.0%以上
	「30分、週に2回以上の運動をしている者」の割合 ・ 20～64歳	未把握	34.0%
	適性体重(18.5 ≤ BMI < 25.0)の者の割合 ・ 特定健康診査受診者	67.9%	増加
	1日の野菜摂取推奨量(350g以上)の認知割合 ・ 20～64歳	38.3%	50.0%
	成人歯科検診受診率	4.9%	6.0%
	妊婦の喫煙率 ・ 妊娠届出時 ・ 妊娠届出後	4.9% 未把握	減少 0%

資料：瑞穂町（1日の野菜摂取推奨量の認知度割合のみ西多摩保健所）





# 第 5 章

計画の推進に向けて

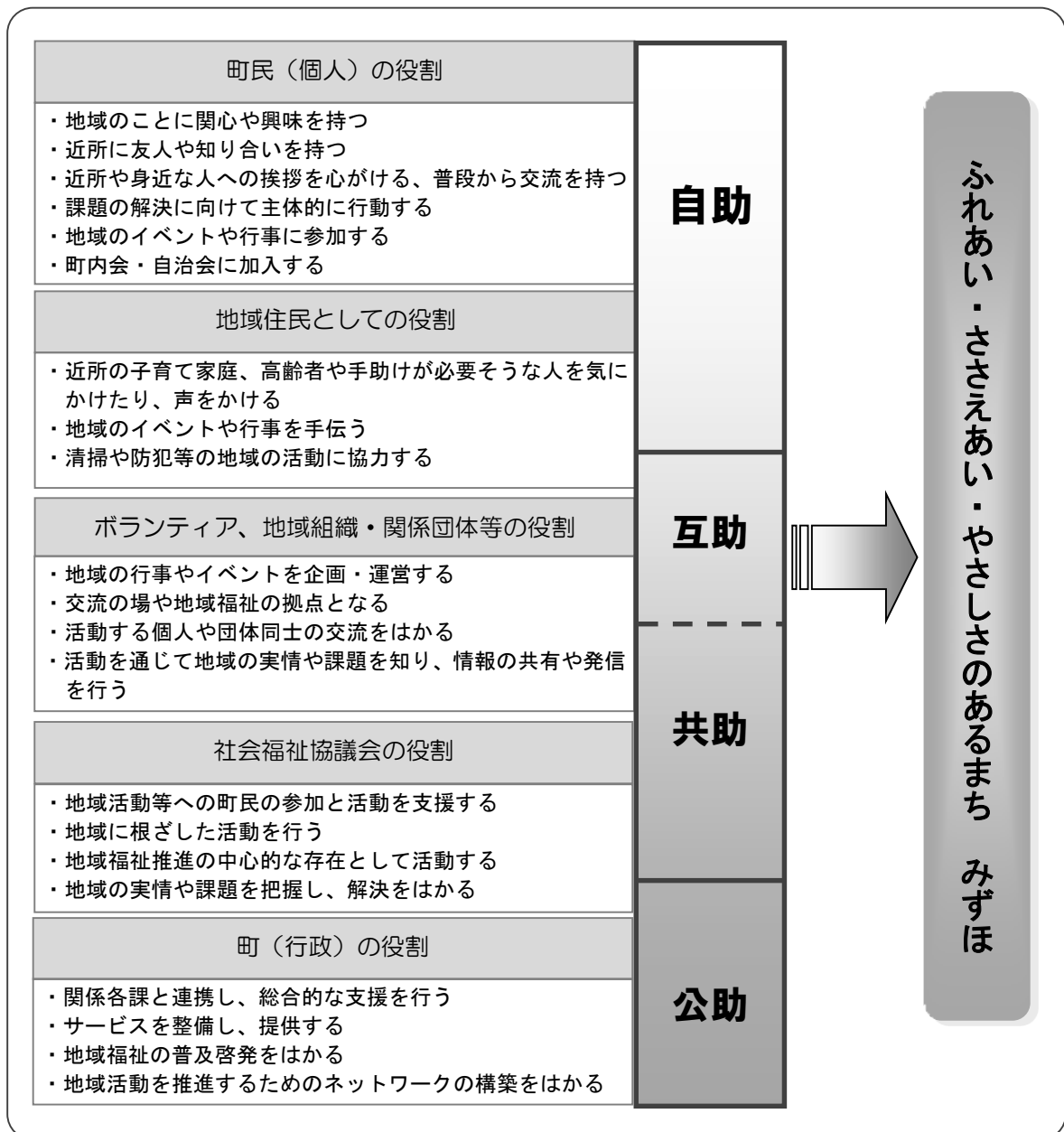


## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画推進の仕組み

地域保健福祉計画の基本理念の実現に向け、町民、ボランティア、地域組織・関係団体等、社会福祉協議会、町（行政）が連携・協働しながら、自助、互助・共助、公助の枠組みを基に、地域保健福祉の推進に取り組みます。

【推進の仕組み】



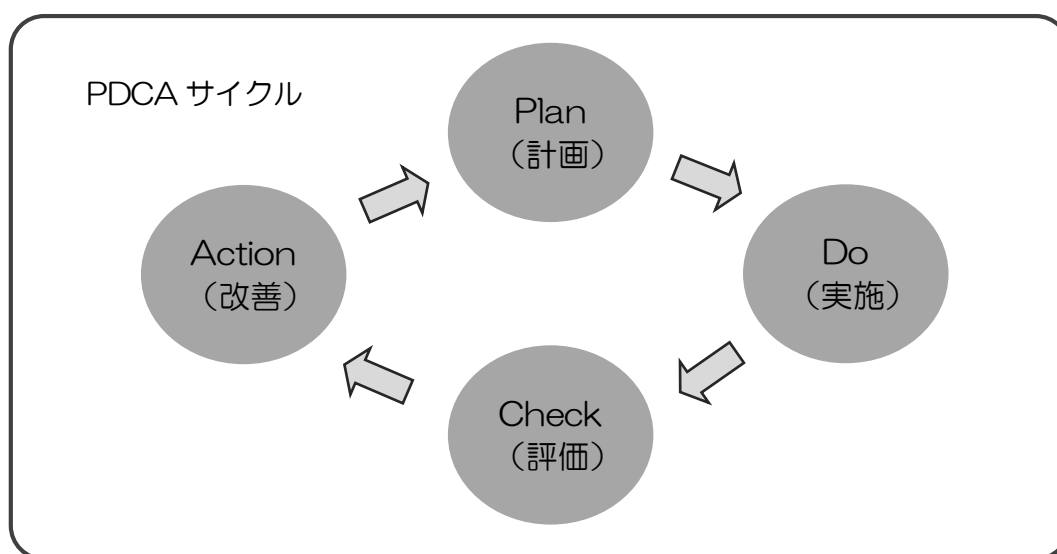
ボランティア、  
地域組織・関係団体等

町内会・自治会、民生委員・児童委員、NPO法人、老人クラブ、PTA、  
地域包括支援センター、地域子育て支援センター、企業、事業所など

## 2 計画の推進

計画の進捗管理については、地域保健福祉審議会で報告され、進捗の管理を行っています。進捗状況については、毎年度公表するとともに、町民・関係団体等から意見聴取等を行い、施策への反映をはかります。

また、PDCA サイクルの考えに基づき、施策の実施・評価・改善を行い、必要があると認めるときは、計画内容を変更するなどの取り組みをすすめていきます。



Plan (計画)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do (実行)	計画に基づき活動を実施する
Check (評価)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
Action (改善)	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

資 料 編



# 資料編

## 1 瑞穂町地域保健福祉審議会条例

平成17年3月7日  
条例第3号

(設置)

第1条 社会環境の変化に的確に対応した保健福祉サービスのあり方を検討し、瑞穂町における保健福祉施策の向上と適正な執行を図るため、瑞穂町地域保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申する。

- (1) 保健福祉施策の基本的事項に関する事
- (2) 保健及び福祉の基本計画に関する事
- (3) 保健、福祉及び医療の連携に関する事
- (4) その他保健福祉施策に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 保健福祉関係施設の代表者 3人以内
- (3) 保健福祉関係団体の代表者 5人以内
- (4) 公共的団体の代表者 5人以内
- (5) 関係行政機関の職員 3人以内
- (6) 公募委員 3人以内
- (7) 町職員 4人以内

2 専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、町長は、専門委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門分科会)

第8条 審議会に必要な応じて専門分科会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年6月23日規則第33号で、平成17年6月24日から施行)



## 2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則

平成17年6月23日

規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂町地域保健福祉審議会条例(平成17年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の所掌事項)

第2条 条例第8条で定める専門分科会(以下「分科会」という。)は、付託された事項について、調査し、及び審議する。

2 分科会は、付託された事項について、調査し、及び審議した結果を審議会に報告する。

(分科会の委員)

第3条 分科会に属すべき委員は、審議会で協議し決定する。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第4条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第5条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、審議事項を所管する課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年6月24日から施行する。

### 3 瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿

選出区分等	氏 名	役 職 名 等
学識経験者	村井 祐一	田園調布学園大学 教授
保健福祉関係施設	小山 良一	(福)瑞仁会 良友園 施設長
	小島 基弘	園長会会長 狭山保育園 園長
	大屋 敬則	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター 所長
保健福祉関係団体	小林 康弘	瑞穂町医師会長
	粕谷 道子 ○	西多摩地区保護司会 瑞穂分区
	渡辺 信男	瑞穂町身体障害者共生会 会長
	五十嵐 崇	瑞穂町福祉作業所さくら所長
	戸田 祐佳	子育てに関する団体
公共的団体	山崎 関男 ◎	瑞穂町民生委員・児童委員協議会 会長
	高橋 征夫	瑞穂町寿クラブ連合会 会長
	山口 斉	瑞穂町社会福祉協議会事務局 次長
	町田 孝江	瑞穂町健康づくり推進委員 委員長
	関口 高志	瑞穂町教育相談室 室長
関係行政機関	木村 博子	西多摩保健所 所長
	石塚 健市	立川児童相談所 所長
	谷津 洋子	西多摩福祉事務所 所長
公募委員	石蔵 陽子	一般住民
	田中 孝子	一般住民
	高木 正彦	一般住民
町職員	田辺 健	企画部長
	横澤 和也	住民部長
	村野 香月	福祉部長
	福井 啓文	教育部長
事務局	高橋 幹夫	福祉部福祉課長
	石川 久江	福祉部福祉課福祉係長
	中野 雄司	福祉部福祉課福祉係 主任

◎：会長 ○副会長

## 4 瑞穂町地域保健福祉専門分科会委員名簿

## ■小地域活動推進専門分科会委員名簿

氏名	役職名等	備考
山崎 関男 ◎	民生委員・児童委員協議会 会長	審議会委員
高木 正彦 ○	公募委員	審議会委員
関口 高志	瑞穂町教育相談室 室長	審議会委員
谷津 洋子	西多摩福祉事務所 所長	審議会委員
村井 祐一	田園調布学園大学 教授	審議会委員
横澤 和也	住民部長	審議会委員
粕谷 雅人	瑞穂町社会福祉協議会事務局 主任	分科会委員
水村 探太郎	住民部地域課地域係長	分科会委員
森田 富士夫	都市整備部建設課長	分科会委員
高橋 幹夫	福祉部福祉課長	事務局
石川 久江	福祉部福祉課福祉係長	事務局
中野 雄司	福祉部福祉課福祉係主任	事務局

◎：分科会会長 ○分科会副会長

## ■健康づくり推進専門分科会委員名簿

氏名	役職名等	備考
小島 基弘	公私立保育園園長会 会長 狭山保育園 園長	審議会委員
小林 康弘	瑞穂町医師会 会長 石畑診療所	審議会委員
戸田 祐佳 ○	子育てに関する団体	審議会委員
町田 孝江 ◎	健康づくり推進委員会 委員長	審議会委員
木村 博子	西多摩保健所 所長	審議会委員
福井 啓文	教育部長	審議会委員
小川 明正	健康づくり推進委員	分科会委員
島崎 亜紀子	瑞穂町社会福祉協議会 主任	分科会委員
矢高 由美子	地域活動栄養士会 管理栄養士	分科会委員
千葉 愛	福祉部高齢課高齢係主任	分科会委員
村野 香月	福祉部長	事務局
福島 由子	福祉部健康課長	事務局
吉岡 和彦	福祉部健康課健康係長	事務局
鳥海 博幸	福祉部健康課特定健診係長	事務局
若松 亮子	福祉部健康課保健係長	事務局

◎：分科会会長 ○分科会副会長

■高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会委員名簿

氏名	役職名等	備考
小山 良一 ◎	(福)瑞仁会 良友園 施設長	審議会委員
山口 斉 ○	社会福祉協議会事務局 次長	審議会委員
粕谷 道子	西多摩保護司会 瑞穂分区	審議会委員
田中 孝子	公募委員	審議会委員
横澤 和也	住民部長	審議会委員
小林 俊子	田園調布学園大学 教授	分科会委員
小林 啓子	西多摩保健所 地域保健推進担当課長	分科会委員
奥井 重徳	瑞穂町医師会	分科会委員
中根 厚夫	シルバー人材センター 事務局長	分科会委員
飯田 祐子	民生委員・児童委員協議会	分科会委員
古川 キヨ子	瑞穂町寿クラブ連合会	分科会委員
坂本 孝輔	通所介護支援事業所（予防給付を考える会）	分科会委員
村田 朝子	福祉部健康課保健係主任	分科会委員
横沢 真	福祉部高齢課長	事務局
坂内 幸男	福祉部高齢課主査	事務局
山田 浩司	福祉部高齢課介護係長	事務局
並木 照子	福祉部高齢課高齢係長	事務局

◎：分科会会長 ○分科会副会長

## 5 計画の策定経過

## ■瑞穂町地域保健福祉審議会

	開催年月日	検討議題
平成 26 年度		
第 1 回	6 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞穂町地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査について</li> <li>・第 4 期障害福祉計画策定について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画策定について</li> <li>・第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について</li> <li>・専門分科会について</li> </ul>
第 2 回	3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 次障害福祉計画（案）について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> <li>・第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について</li> <li>・地域保健福祉計画調査結果報告書について</li> <li>・第 2 次地域保健福祉計画進捗状況について</li> <li>・専門分科会について</li> </ul>
平成 27 年度		
第 1 回	平成 27 年 12 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞穂町第 3 次地域保健福祉計画（案）について</li> </ul>
第 2 回	平成 28 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞穂町第 3 次地域保健福祉計画（案）について</li> <li>・瑞穂町第 2 次地域保健福祉計画の進捗状況について</li> </ul>

## ■小地域活動推進専門分科会

	開催年月日	検討議題
第 1 回	平成 27 年 8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会の趣旨説明</li> <li>・瑞穂町地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査の結果報告</li> <li>・第 3 次地域保健福祉計画素案について</li> </ul>
第 2 回	10 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次地域保健福祉計画素案について</li> </ul>

## ■健康づくり推進専門分科会

	開催年月日	検討議題
第 1 回	平成 27 年 8 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会の趣旨について</li> <li>・平成 26 年度 瑞穂町地域保健福祉計画 地域保健福祉計画アンケートについて</li> <li>・瑞穂町第 2 次地域保健福祉計画の進捗状況について</li> <li>・瑞穂町第 3 次地域保健福祉計画（案）について</li> </ul>
第 2 回	10 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞穂町第 3 次地域保健福祉計画（素案）について</li> </ul>
第 3 回	11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞穂町第 3 次地域保健福祉計画（最終案）について</li> </ul>

## ■高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会

	開催年月日	検討議題
第 1 回	平成 28 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次地域保健福祉計画（案）について</li> <li>・第 6 期計画の進捗について</li> </ul>

## 6 瑞穂町協働宣言

### 瑞穂町協働宣言

～ 手をとって みんなで楽しむ まちづくり ～

瑞穂町は、狭山丘陵や狭山池など身近にある自然、青梅街道や日光街道など歴史を彩った数多くの街道が残っています。

自然と歴史の足跡が残るこの町は、古くから多くの人が行き交うことでさまざまな文化や産業、そして人々のつながりが生み出されています。

先人が残してきた自然や人々が育んできたさまざまなつながりを大切に守り、未来に向け瑞穂町を育てていくためにも、私たちはみんなで考え、汗を流し、それぞれができることを分かち合い、ひとつになることで、協働のまちづくりを実現します。

#### 1 つながろう 人と人

みんなが縁やきずな、喜びを感じ、共に生きていくために、子どもからお年寄りまでの誰もが、優しさにあふれ、心が通い合う温かい人間関係を築きます。

#### 2 参加しよう 地域づくり

地域の主役である私たちが、誇りを持って、これからも住み続けたいと思えるような地域をつくり上げていくために、地域の行事や活動に参加する意識を持ち、積極的に行動します。

#### 3 楽しもう 生きがいとやりがい

お互いに協力することで、私たちが思い描くまちづくりを実現していくために、遊び心と楽しさを持ち、私たちそれぞれができることを活かすことで、生きがいとやりがいを分かち合います。

#### 4 育てよう 新たな出会い

さまざまな人たちが集まる出会いの場をきっかけに、目的を共有し、人と人とのつながりや支え合いを通じて、新たなコミュニティづくりとコミュニティを支えるリーダーシップを育みます。

#### 5 広げよう 人と心の和

私たちが積み重ねてきた経験や知識を互いに分け合っていくとともに、それらを積極的に発信し、それぞれが持つ魅力を伝えていくことで、人と心の和を広げます。

瑞穂町第3次地域保健福祉計画  
(平成28年度～平成32年度)

発行年月／平成28年3月

発行／瑞穂町

編集／瑞穂町 福祉部 福祉課

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335

TEL 042-557-0501 (代表)